

## 第2編 地震・津波編

地震・津波編は、地震津波対策に係る予防計画、  
応急対策計画及び災害復旧・復興計画である。



# 1章 災害予防計画（地震・津波編）

## 第1節 災害予防計画の基本方針等

### 第1款 災害予防計画の基本的な考え方

地震災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、大別して「地震・津波に強いまちづくりのための計画」、「地震・津波に強い人づくりのための計画」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」、「津波避難体制等の整備」の4つに区分する。

#### 1 地震・津波に強いまちづくりのための計画

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策
- (5) 地震防災緊急事業5箇年計画

#### 2 地震・津波に強い人づくりのための計画

市防災計画を実行する人に着目し、防災訓練、防災知識の普及・啓発活動・消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進

#### 3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

#### 4 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

### 第2款 災害予防計画の推進

#### 1 減災目標

本市は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

#### 2 緊急防災事業の適用

他県に比べて不利な本県の特殊性を踏まえて、国等の防災事業を積極的に活用し、本市の防災対策を強力に推進する。

##### (1) 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、県の作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に定める事業のうち、市が実施する事業について定め、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図るものとする。

事業内容

「地震防災緊急事業五箇年計画」により整備すべき事業は、次のとおりである。

- ア 避難地の整備
- イ 避難路の整備
- ウ 消防用施設の整備
- エ 消防活動困難区域における道路の整備
- オ 緊急輸送を確保するための道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設の整備
- カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設の整備
- キ 社会福祉施設の改築・補強
- ク 小・中学校、特別支援学校の改築・補強
- ケ 不特定多数かつ多数の者が利用する公的建造物の改築・補強
- コ 津波災害に備えた海岸保全施設、河川・水路等管理施設の整備
- サ 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、農業用配水施設であるため池の整備
- シ 地域防災拠点施設の整備
- ス 防災行政無線整備その他の施設又は設備の整備
- セ 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は施設の整備
- ソ 非常用食料、救助用資機材の物資の備蓄倉庫の整備

- タ 負傷者を一時的に収容保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は、資機材の整備
- チ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策の整備
- ツ その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

### 3 その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律（平成23年号外法律77号）、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的かつ効果的に推進する。また、市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

### 4 防災研究の推進に関する計画

県・市・関係機関が実施しておくべき地震防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。

#### (1) 防災研究の目的・内容

市の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国・県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波その他の災害予想危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行うとともに、可能な限り具体的な減災目標を設定し、市防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、県民生活への支援方策等に関する研究に努めるものとする。

#### (2) 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

## 第2節 地震・津波に強いまちづくり

大規模地震・津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、県、本市ほか関係機関及び住民等が様々な対策によって被害の軽減を図ることが肝要である。

### 第1款 地震・津波被害の未然防止計画

地震・津波による各種災害から本市を保全し、市民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業については、この計画の定めるところにより実施に努めるものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は次による。

- (1) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- (2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等によって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

#### 1 地盤災害防止事業

地震災害を念頭に置いた都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は次のとおりである。

- (1) 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想される場所については、所要の対策を実施し、所要の液状化対策を実施する。
- (2) 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- (3) 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。
- (4) 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。
- (5) 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

## 2 地すべり防止事業

これまでに地すべりのあった箇所又は将来地すべりの発生が予想される区域については、早急に地すべり防止区域に指定し、行為の制限を行うとともに、県と協力して適切な地すべり対策工事の促進に努めるものとする。

地すべりによる危険が予想される箇所を資料編に示す。

### 資料4-5 地すべりによる危険が予想される箇所・土砂災害警戒区域

## 3 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による指定は、危険度の高い箇所にとどまっているが、今後、県と協力してその他の箇所も危険度の高い順に指定を行い、災害未然防止のための対策工事を実施する。

また、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、市防災計画に避難体制に関する事項を定める。

急傾斜地崩壊危険箇所を資料編に示す。

### 資料4-3 急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域

## 4 土砂災害防止対策事業

(1) 市は、土砂災害防止法第7条第1項の規定に基づき、土砂災害危険箇所の把握を行い、指定を受けた土砂災害警戒区域において土砂災害防止対策工事が必要な際には、県と協力して危険度の高い順に推進を図るものとする。

(2) 市は、県と連携し土砂災害から住民を守るため、土砂災害のおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、ハザードマップの作成を促進する。

### 資料4-3 急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域

### 資料4-4 土石流危険渓流・土砂災害警戒区域

### 資料4-5 地すべりによる危険が予想される箇所・土砂災害警戒区域

## 5 河川災害防止事業

### (1) 現状

従来、県内の河川法適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されており、通常地震に対しては護岸への大きな被害は生じないと思われるが、通常水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による護岸の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、地震による河川護岸及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

### (2) 計画

ア 今後の地震・津波災害を念頭にした河川護岸の災害防止事業としては、地盤沈下の顕著な地域での護岸の嵩上げ等が必要である。このため、必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。

イ 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進するものとする。

## 6 道路施設整備事業

### (1) 道路網の整備

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮するので、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

### (2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

ア 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

イ 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋りょうについて、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

### (3) 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大、改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

### (4) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

### (5) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

資料 15 豊見城市災害時協定一覧

## 7 農地防災事業の促進

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

## 8 海岸保全施設対策

海岸の保全については、海岸法（昭和 31 年法律 101 号）第 2 条の 2 に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。概要は次のとおり。

(1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。

(2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。



- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- (4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

## 9 上水道施設災害予防対策

地震・津波による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

### (1) 施設の耐震性及び液状化対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、代替性の確保、多重化等により供給システムの強化を推進する。

### (2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を整備・点検する。

また、県内において必要な人員、資機材が不足する場合には、豊見城市管工事組合や他市町村等との応援協定に基づく応援の要請を行う。

**資料 15 豊見城市災害時協定一覧**

## 10 下水道施設災害予防対策

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

### (1) 施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工に当たっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二重化、液状化対策等の災害に強い下水道の整備を図る。

## 11 都市ガス施設災害予防計画

ガス事業者は、地震・津波による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、次の事項に係る事業継続計画及び防災計画を策定し、対策を推進する。

### (1) 施設対策

施設の耐震性や液状化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進する。

### (2) 教育訓練及び防災知識の普及等

地震・津波時の対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び住民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。

## 12 高圧ガス災害予防対策

市は、地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

### 13 電力施設災害予防対策

#### (1) 電力施設災害予防対策の基本方針

災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。

また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じるものとする。

#### (2) 電力施設災害予防事業の実施

災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方公共団体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

### 14 通信施設災害予防計画

県、市及び医療機関、各電気通信事業者は災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講じる等万全を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

#### (1) 市における予防計画

##### ア 災害用情報通信手段の確保

市は、次について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

##### (ア) 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

##### (イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

##### (ウ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

##### (エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）

- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策(非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整)
- (オ) その他の通信の充実等
  - ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
  - ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備
- イ 情報通信機器等の充実
  - 災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、次の対策を推進していくこととする。
  - (ア) 市は、防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。
  - (イ) 市は、有線及び無線による2ルート化を図る。
- ウ 通信設備等の不足時の備え
  - 県及び市は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時に関する協定等の締結を図る。
- エ 停電時の備え及び平常時の備え
  - 県及び市は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある強固な場所及び浸水被害を受けない場所への整備等を図ることについて十分配慮するものとする。
- (2) 各電気通信事業者における予防計画
  - ア 電気通信設備等の予防計画
    - 災害による故障発生を未然に防止するため、次の計画を推進するものとする。
    - (ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
    - (イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。
  - イ 伝送路の整備計画
    - 局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。
    - (ア) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
    - (イ) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。
  - ウ 回線の非常措置計画
    - 災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講ずるものとする。
    - (ア) 回線の設置切替方法
      - (イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
      - (ウ) 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
      - (エ) 災害応急復旧用無線電話機の配備による防災関係機関及び避難所の災害緊急通信の確保
      - (オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

## 15 放送施設災害予防計画

各放送機関は、災害時における放送電波の確保を図るため、放送施設について次の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令による技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

## 16 通信設備の優先利用等

### (1) 優先利用の手続

市又は関係機関は、通信設備の優先利用（災害対策基本法第57条）及び優先使用（同法79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めておくものとする。

### (2) 放送施設の利用

市長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

## 第2款 都市基盤の整備

土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進するため、これまで市関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

### 1 防災対策に係る土地利用の推進

#### (1) 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、次のとおりである。

##### ア 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

##### イ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

#### (2) 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

##### ア 土地区画整理事業

市が施工している公共団体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の完成を図る。

##### イ 市街地再開発事業等

市は、市街地の防災性を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震性及び不燃化を促進する。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。

##### ウ 新規開発に伴う指導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

## 2 都市基盤施設の防災対策に係る整備

### (1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

市は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防、漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

### (2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、次のとおりである。

#### ア 防災上重要な道路の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

#### イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

#### ウ 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じて下水処理場等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

#### エ ライフライン等の共同溝等の整備等

ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。また、県、市及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

さらに、大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。

その他、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等に努めるほか、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

#### オ 防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

### 3 地震火災の予防

#### (1) 地震火災予防の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、次のとおりである。

##### ア 不燃化の推進

地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

##### イ 消火活動困難地域の解消

上記1、2に記した事業のほか、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により消火活動の困難な区域を解消する。

##### ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

##### エ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

#### (2) 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は、次のとおりである。

##### ア 防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を地震火災の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

##### イ 公営住宅の不燃化推進

市営住宅等の公営住宅については、市街地特性、地震火災の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる住宅不燃化の推進を図る。

##### ウ 耐震性貯水槽等、消防水利の整備

消防力の基準等に照らし、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

### 4 津波に強いまちの形成

津波に強い都市構造化を図るため、次の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

#### (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する工場、物流拠点、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

- (2) 県が公表する津波による浸水実績及び津波浸水想定を活用し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。
- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。
- (4) 市や県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、市庁内関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
- また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。
- (5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
- なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等、一体的な施設整備を図る。
- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- (7) 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。
- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。
- なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- (9) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。
- また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

### 第3款 建築物の対策

建築物の災害予防施策に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

#### 1 建築物の耐震化の促進

市は、「豊見城市耐震改修促進計画」に準じて、市有施設等の耐震化の状況を把握し、計画的な耐震化を進めるとともに、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、県と連携して、耐震化を促進する。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

その他、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

## 2 ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示されたことを受け、それらの転倒による被害の防止及び軽減を図るため、市は、危険なブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣を奨励する。

## 第4款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講じるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

### 1 危険物災害予防計画

#### (1) 危険物製造所等に対する指導

消防法（昭和23年法律第186号）に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

#### (2) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施するとともに、市消防本部は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

#### (3) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

##### ア 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講じる。

##### イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

##### ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を講じる。



エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び市消防本部に対する通報体制を確立する。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

## 2 毒物・劇物災害予防計画

### (1) 方針

地震・津波災害時に毒物・劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、次の徹底を図る。

- ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- イ 毒物及び劇物の地震・津波発生時の危害防止規定の策定
- ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施
- エ 防災教育及び訓練の実施
- オ 災害対策組織の確立

### (2) 対策

市は、地震・津波災害時における毒物・劇物による危害を防止するため、毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）に対し、次の指導を行い、万全を期するものとする。

- ア 毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- イ 地震・津波発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導する。
- ウ 毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震防災上の指導体制の確立を図る。
- エ 毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震設備の指導を実施する。
- オ 毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

## 3 火薬類災害予防計画

地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、豊見城警察署、第十一管区海上保安本部及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、火薬類取締法（昭和25年号外法律第149号）に規定する基準の適正維持を講じるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。平成28年時点で本市内に関係事業所はないが、今後、製造所等の事業所ができた場合は、次の保安対策等を実施する。

### (1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- ア 市及び関係機関は、火薬製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。
- イ 市及び関係機関は、火薬製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。

### (2) 火薬類消費者の保安啓発

- ア 市及び関係機関は、火薬類消費者への地震・津波の保安講習会を開催することにより保安啓発を図る。
- イ 市及び関係機関は、火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

#### 4 有害化学物質等漏出災害予防計画

事業場においては、多種多様な有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、次の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

(1) 「PRTR法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備

PRTR法（※）第5条第2項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業者ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

※PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導する。

ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

## 第3節 地震・津波に強い人づくり

### 第1款 防災訓練計画

地震・津波被害について防災活動に即応する体制を確立し、防災思想の普及を図るため、市、防災関係機関及び住民が一体となって実施する各種の防災訓練は、この計画の定めるところによって実施する。

#### 1 防災訓練の実施に係る基本方針

地震・津波防災訓練の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練  
訓練の目標及び成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。
- (2) 市防災計画等の検証  
市防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。
- (3) 訓練内容の具体化  
訓練の種別ごとに想定される被害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）を具体化した訓練とする。
- (4) 多様な主体の参加  
市民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、市は県、他の市町村及び防災関係機関と連携して、多数の市民や事業所等が参加するように努める。  
また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

#### 2 個別防災訓練の実施

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、次のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受け入れ・応援派遣等の訓練
- (3) 傷病者等を念頭に置いた救出・医療訓練
- (4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

### 3 総合防災訓練の実施

#### (1) 総合防災訓練

市及び防災関連機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実戦的な地震防災訓練を実施する。

##### ア 実施時期

定期的に適当な時期において行うものとする。

##### イ 実施場所

過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

##### ウ 参加機関

市及び防災関係機関

##### エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

##### (ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練

##### (イ) 水防訓練

##### (ウ) 救出及び救護訓練

##### (エ) 炊き出し訓練

##### (オ) 感染症対策訓練

##### (カ) 輸送訓練

##### (キ) 通信訓練

##### (ク) 流出油等防除訓練

##### (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）

##### (コ) その他

#### (2) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

#### (3) 広域津波避難訓練

市は県と連携し、津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、住民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは次のとおりとする。

##### ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

##### イ 津波避難困難区域の把握

##### ウ 避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

#### (4) 市災害対策本部運営訓練

市は、市災害対策本部員及び各対策部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した市災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは次のとおりとする。

##### ア 災害想定、各対策部の所掌事務、リソースの理解促進

##### イ 本部会議及び各部の実践力の向上

##### ウ 市防災計画・マニュアルの検証

#### (5) 複合災害訓練

市及び防災関係機関は、本市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

### 4 防災訓練の成果の点検

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の訓練はもとより、市防災計画等の修正や防災施策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ、訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、市防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

### 5 地域防災訓練等の促進

市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるよう、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

## 第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた市及び関係機関の職員並びに住民に対する防災知識の普及・啓発は、次のとおり実施するものとする。よう

### 1 防災知識の普及・啓発

#### (1) 市の役割

市は、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

#### (2) 防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

#### (3) 市民への防災知識の普及

##### ア 普及・啓発の時期や内容等

市及び防災関係機関は、「防災週間(8/30～9/5)」、「防災とボランティア週間(1/15～1/21)」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を市民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

(ア) 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常時持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備等、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策

(イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動

(ウ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

- (エ) 緊急地震速報受信時の対応行動
  - (オ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- イ 効果的な普及・啓発方法
- 防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。
- また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

## 2 各種防災教育の実施

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、次における防災教育の徹底を図る。

市は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

また、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。

### (1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防火防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

### (2) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対しては、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

### (3) 学校教育

幼稚園、小・中学校における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

市は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識の共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

### (4) その他

保育園等において、その発達段階に合わせて地震・津波に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等の防災教育を支援する。

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

### 3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 第3款 自主防災組織育成計画

地震・津波災害に対処するには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 1 住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上や地域における自主防災組織の結成のほか、住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会の開催について積極的に取り組むものとする。

### 2 組織の編成単位

住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に次の地域を単位とし、市と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。

- (1) 住民が真の連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 市民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

### 3 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをするものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

### 4 活動計画の策定



組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。

## 5 活動

### (1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 防災資機材の備蓄
- エ 防災リーダーの育成

### (2) 地震時の活動

- ア 災害情報の収集・伝達
- イ 責任者等による避難誘導
- ウ 出火防止
- エ 救出救護
- オ 給食給水

## 6 資機材の整備

市は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

## 7 活動拠点整備等

平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時には、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

## 8 組織の結成の促進と育成

### (1) 消防団との連携

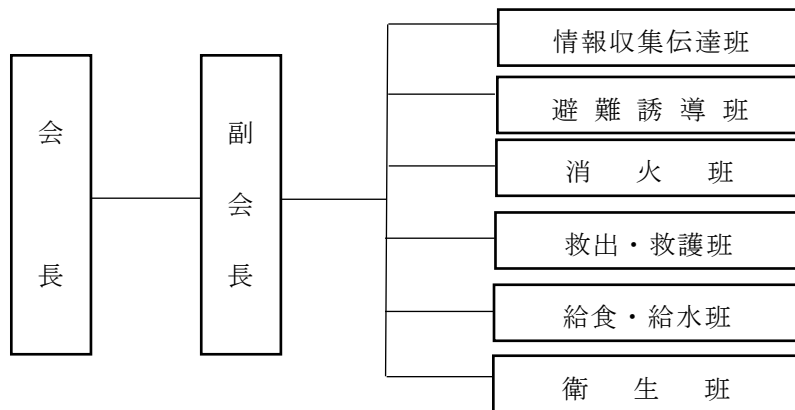
市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

- ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

9 組織図及び自主防災組織の役割分担

自主防災組織は、おおむね資料編のとおりとするが、各地域の実情に応じて作成してもよいものとする。

自主防災組織図（例）



自主防災組織の役割分担

班名	役割	
	平常時	非常時
情報収集伝達班	(1) 防災知識の普及に関すること (2) 情報収集伝達訓練の計画、実施 (3) 必要資機材の整備点検	(1) 情報の収集、伝達に関すること (2) 指揮、命令等の伝達 (3) 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること
避難誘導班	(1) 地域の安全点検に関すること (2) 危険箇所の把握 (3) 避難路、避難所の設定訓練 (4) 必要資機材の整備点検	(1) 安全な避難誘導に関すること (2) 避難所の設定 (3) 責任者等による避難行動要支援者に配慮した避難誘導
消火班	(1) 地域の安全点検に関すること (2) 消火訓練の計画、実施 (3) 必要資機材の整備点検	(1) 出火防止と初期消火に関すること
救出・救護班	(1) 地域の安全点検に関すること (2) 救出・救護訓練計画、実施 (3) 必要資機材（救出用具、医薬品等）の整備点検	(1) 関係機関と連携した負傷者の救出及び搬送 (2) 負傷者の応急手当 (3) 仮設救護所の設置
給食・給水班	(1) 給食・給水訓練の計画、実施 (2) 炊出し用器具等、必要資機材の整備点検 (3) 備蓄食料等の点検・保管	(1) 炊出しに関すること (2) 食品、飲料水、生活必需品などの配分に関すること (3) ろ水機の運用に関すること

衛生班	(1) 衛生処理訓練の計画、実施 (2) 必要資機材の整備点検	(1) 仮設トイレに関すること (2) ゴミ処理及び消毒に関すること
-----	------------------------------------	---------------------------------------

## 第4款 消防職員等の増員

### 1 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。

このため、市は県と連携して、次の検討を実施する。

- ア 消防職員の適性数や増員の必要性の検討
- イ 消防職員の充実による消防防災体制の強化の検討

### 2 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

市は県と連携して次の対策を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

- ア 地域に必要な消防団員数の検討
- イ 市民への消防団活動の広報
- ウ 消防団の訓練、資機材の充実のための支援策の検討
- エ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

## 第5款 企業防災の促進

### 1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

### 2 市町村の支援

市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

## 第6款 地区防災計画の普及等

### 1 地区防災計画の位置づけ

本市の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で市防災会議に提案した場合、市防災会議は市防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を市防災計画に定めることができる。

### 2 地区防災計画の普及

市は、市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

## 第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

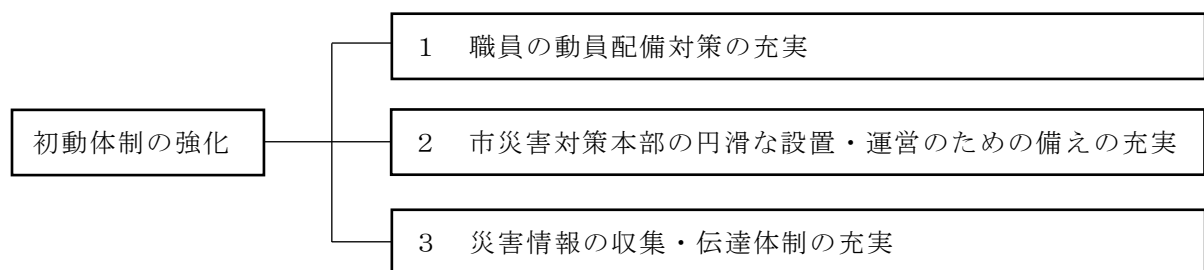
市及び防災関係機関は、「第2章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、県及び市は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

### 第1款 初動体制の強化

突発する災害に、市が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、次の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。



#### 1 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

##### (1) 職員の家族における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

##### (2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、県内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く市災害対策本部長（市長）をはじめ各対策部長等と連絡を行い、市災害対策本部要員の確保を図るためには、市災害対策本部長（市長）をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。

##### (3) 24時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。

#### (4) 執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

### 2 市災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に市災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、次の対策を推進する。

#### (1) 庁舎の耐震性の確保

市災害対策本部（本庁）の設置予定庁舎の耐震性を確保し、円滑に市災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

#### (2) 市災害対策本部（本庁）設置マニュアルの作成

誰もが手際よく市災害対策本部（本庁）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

#### (3) 市災害対策本部職員用物資の確保

市災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布などの備蓄について検討する。

### 3 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害時及び災害の発生するおそれのあるときの情報の収集・伝達は、その被害の軽減に極めて重要な役割を果たす。

特に本市においては情報を把握する能力を高めるため、次の施策を推進する。

#### (1) 情報通信基盤の充実

市民に必要な情報を素早く伝達できるよう、情報伝達手段の多様化、災害危険箇所等の情報収集にかかる設備の構築、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）との連携強化を図る。

#### (2) 地域コミュニティ放送の活用

市域放送を中心としたコミュニティ放送局の活用による緊急伝達体制の構築を推進する。

#### (3) 相互間通信の確保

防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を推進する。

#### (4) 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。

### 4 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生じる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

### 5 連絡体制等の確保

#### (1) 各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保

#### (2) 防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討

## 6 情報分析体制の充実

市は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

## 7 災害対策実施方針の備え

市は、収集した災害情報をもとに、市災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

## 8 複合災害への備え

市及び防災関連機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

# 第2款 活動体制の確立

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実行するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、次の点を重点に活動体制の対策を図る。

## 1 市職員の防災能力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するため、次の対策を推進する。

### (1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部署に配布するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

### (2) 防災担当職員及び災害対策要員の養成

防災担当部局の防災担当職員は市の防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害対策要員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、次の施策を推進する。

ア 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会）等に積極的に職員を派遣する。

イ 災害を体験した都道府県等への視察及び防災の先進地域への職員の派遣を行う。

ウ 防災担当専門職員を養成する。

### (3) 民間等の人材確保

市は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

## 2 物資及び資機材の確保体制の充実

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料・水及び生活必需品等の確保が必要となる。

市では確保できるものについてはその整備の充実を推進し、確保できないものについては、その保有する機関・業者等と災害時における協力、協定等の締結の促進を図るものとする。

### 資料 15 豊見城市災害時協定一覧

#### (1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- ア 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- エ 資機材を保有する建設業者等と市との協定等締結の促進

#### (2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

#### (3) 食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発
- イ 市における食料の備蓄の目安を市の人口の13.33%（※）程度を目標に整備、飲料水は食料の備蓄量を勘案した数量の整備

※「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、市が最も影響を受ける「沖縄本島南東沖地震3連動」の避難者数7,635人を基に算定。

7,635人／57,261人（調査時の国調人口）=13.33%

- ウ 被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充及び備蓄倉庫の整備
- エ 県及び市による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等
- オ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
- カ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
- キ 市及び上水道事業者等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び住民等へのポリ容器等の備蓄促進



## (4) 輸送手段の確保

## ア 車両の確保

市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

## イ 船舶の確保

市は、海上輸送に関する船舶の確保について漁船等における応援要請の方法等の事前協議を図っておく。

## ウ 燃料の調達

市は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。

**3 応援体制の強化**

被害が甚大で市において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。市においては、那覇市、糸満市、南風原町及び八重瀬町との応援協定に基づき災害時の応援を要請するほか、県を通じて県外からの応援体制の強化を図る。

そのほか、第2編 第2章「第7節 広域応援要請計画」に準ずるものとする。

**資料 15 豊見城市災害時協定一覧**

## (1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

## (2) 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に係る企業等から災害時の協力・連携が円滑に行われるよう、市内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

## (3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

豊見城市赤十字奉仕団や市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

## (4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

## (5) 自衛隊との連携の充実

県及び市は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

## (6) 応援・受援の備え

県、市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、次の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ア 応援先・受援先の指定
- イ 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ウ 市災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- エ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

#### 4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後、次の対策を推進していくこととする。

##### (1) 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能が麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。

それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

##### (2) 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を県、沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。

##### (3) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がばらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

##### (4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市陸上競技場を臨時ヘリポートとするとともに、必要に応じて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

##### (5) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第2編 第2章 第15節「交通輸送計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

##### (6) 運送事業者との連携確保

市は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について次の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ア 被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- イ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ウ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援

エ 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備

オ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

## 5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、次の体制を早急に整備していくものとする。

### (1) プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、市からの情報を迅速かつ的確に発信するため、プレスルーム及び待機室の整備を図る。

### (2) インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、SNS等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、県、他市町村及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

### (3) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

そのほか、第2編 第2章 第5節「災害広報計画」に準ずるものとする。

## 6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

## 7 公的機関等の業務継続性の確保

市は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、次の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

### (1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ

### (2) 不動産登記の保全等

### 第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

市は多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について次の対策を講じていくこととする。

#### 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、次の対策を積極的に推進する。

##### (1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

##### (2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

##### (3) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は、県や施設管理者等と連携して、次の対策を推進していくこととする。

ア 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

ウ 高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関して県との調整の推進

オ 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

##### (4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、次の対策を推進していくこととする。

ア 市は、県と連携し、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）を図る。

イ 市は、県からの補助を活用し、自主防災組織用の救出救助用資機材の充実を図る。

##### (5) 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療措置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な救急医療対策を検討していく。

## 資料15 豊見城市災害時協定一覧

## (6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次被害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

## 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、次の対策を推進する。

## (1) 学校の防災拠点化の推進

次の事項に留意し、学校が地域の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- ア 無線設備の整備
- イ 教職員の役割の事前規定
- ウ 調理場の調理機能の強化
- エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- オ シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
- カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
- ク 施設の耐震化及びバリアフリー化

## (2) 緊急避難場所・避難所の指定・整備

## ア 緊急避難場所・避難所の指定

市は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

## 資料6-1 指定避難所一覧

## 資料6-2 指定緊急避難場所一覧

## イ 避難場所・避難所の整備

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

## 資料15 豊見城市災害時協定一覧

## (3) 福祉避難所のリストアップ

市は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受け入れる介護保険施設、障がい者支援施設等福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

**資料6-3 福祉避難所一覧**

## (4) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・水・被服寝具など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食料・水・被服寝具など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

## (5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

市は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、また、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

## (6) 物価の安定等のための事前措置

市は、県と連携し、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、次の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

## (7) 文教対策に関する事前措置

市は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、次の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

## (8) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

市は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

## (9) 広域一時滞在等の事前措置

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、次の事前措置の実施に努める。

- ア 他市町村との広域一時滞中に係る応援協定の締結
- イ 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成
- ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在中者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市が把握する体制の整備
- オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在中者へ生活情報等を伝達する体制の整備

#### (10) 家屋被害調査の迅速化

市は、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

#### 資料 15 豊見城市災害時協定一覧

#### (11) 災害廃棄物処理計画

市は、国の災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

#### (12) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第 86 条の 2 及び第 86 条の 3 により、消防法第 17 条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市及び市消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

## 第4款 災害ボランティアの活動環境の整備

### 1 ボランティア意識の醸成

#### (1) 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、市は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

#### (2) 生涯学習を通じての取組

市及び市社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

### 2 ボランティアの育成等

#### (1) ボランティアの育成

市は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、市社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

#### (2) 専門ボランティアの登録等

ア 市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努めるものとする。

イ 市は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

ウ ボランティアコーディネーターの養成

市は、日本赤十字社沖縄県支部・豊見城市赤十字奉仕団及び県・市社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

### 3 ボランティア支援対策

- (1) 市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。
- (2) 市及び市社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。
- (3) 市及び社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。
- (4) 市は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

## 第5款 要配慮者の安全確保計画

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において、要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

### 1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るためには、次の対策を講じておく必要がある。

#### (1) 市防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を市防災計画に定めるものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の福祉施設等については、警報等の伝達体制や避難場所等を明記しておく。

#### (2) 施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

#### (3) 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

#### (4) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。



## (5) 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

**2 在宅で介護を必要とする市民の安全確保**

心身に障がいをもつ者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

## (1) 避難行動要支援者支援計画の整備

避難行動要支援者の支援対策として、避難行動要支援者支援に関する「豊見城市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）（平成27年11月策定）」と、災害時等の場合に避難行動要支援者のもとへ駆けつけ、避難支援ができる者（以下「避難支援者」という。）、避難先等を記載した「個別支援計画書」の整備を推進する。

## (2) 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法第49条の10～13、第50条第2項及び第56条各項並びに内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府（防災担当））に基づき、避難行動要支援者の名簿作成、名簿情報の利用及び提供、名簿情報の漏洩防止措置並びに避難支援等関係者の範囲などについては、次に定めるとおりとする。

## ア 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は次のとおりとする。

なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得ることとする。

- (ア) 市消防本部
- (イ) 沖縄県警察本部
- (ウ) 民生委員
- (エ) 市社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織
- (カ) 自治会

## イ 避難行動要支援者の名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、在宅で生活している、次のいずれかに該当する者で、独居又は同居親族による避難支援が困難な者とする。

- (ア) 介護保険要介護認定3以上の者
- (イ) 身体障害者手帳2級以上の者のうち、視覚障害、聴覚障害又は肢体機能障害の者
- (ウ) 療育手帳A1、A2の者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- (オ) 市の生活支援を受けている難病患者
- (カ) その他、特別の事情で避難支援を希望する者

## ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者に該当する者について、市が管理している住民基本台帳情報及び障害者手帳台帳、要介護認定情報等の情報を集約するとともに、必要に応じて、県等に情報提供を求め、その情報を入手する。

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

- (ア) 氏名

- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援を必要とする理由

#### エ 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者名簿を原則として1年に1回更新する。

名簿情報を最新の状態に保つため、修正、削除及び新規追加については、随時実施する。

#### オ 名簿情報の提供における情報漏洩防止措置

市は避難支援等関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう、必要に応じて研修会等を実施し、個人情報の取扱いについて、周知徹底を図るとともに、次の点について避難支援等関係者に対し配慮を求めるものとする。

また、自治会、自主防災組織及び市社会福祉協議会に名簿を提供する際は、覚書を取り交わすものとする。

- (ア) 災害対策基本法による守秘義務の認識と理解
- (イ) 必要以上の名簿の複製の禁止
- (ウ) 施錠可能な場所への名簿の保管
- (エ) 団体内部での名簿取扱者の限定（団体の場合）
- (オ) 管理者の選任及び市への報告

#### カ 避難行動支援者支援チームの設置

市は避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため「避難行動要支援者支援チーム」の設置を検討する。

「避難行動要支援者支援チーム」の編成に当たっては、消防団や自主防災組織など地域の自主防災活動を展開する住民等とする。

#### キ 円滑な避難のための情報伝達の配慮

地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問して、避難準備・高齢者等避難開始の周知を図る。

#### ク 避難支援等関係者の安全確保

避難支援に際し、避難支援者及び避難支援等関係者本人又はその家族の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行うものとする。

#### ケ 避難行動要支援者の個別計画所の作成

市は災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画所の作成を推進する。

### (3) 支援体制の確立

災害時における避難行動要支援者の情報伝達や救助、避難誘導等は、自治会（自主防災組織）、民生委員等による地域全体での支援が重要であるため、平時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制の確立に努める。

#### (4) 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

##### ア 要配慮者及びその家族に対する指導

(ア) 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。

(イ) 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

##### イ 地域住民に対する指導

(ア) 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。

(イ) 発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

#### (5) 緊急通報システムの加入促進

市では、高齢者の居宅に固定用発信機等を設置し、市、緊急通報センター、協力員等と連携して救助又は支援を行う豊見城市緊急通報システム事業を実施している。災害時においても、迅速かつ的確な避難活動が行えるよう避難行動要支援者に対して、豊見城市緊急通報システムへの加入促進を図る。

### 3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

#### (1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

#### (2) 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

## 第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

市、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

### 1 観光客・旅行者等の安全確保

#### (1) 避難標識等の整備・普及

市は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、モノレール等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

#### (2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどま

らず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

## (3) 観光施設関連の耐震化促進

市は、観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

**2 外国人の安全確保**

市は、国際化の進展に伴い、居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

## (1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

## (2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

## 第5節 津波避難体制等の整備

市は、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する。

### 1 津波避難計画の策定・推進

#### (1) 市における対策

市は、県が策定する津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

#### (2) 避難計画の留意点

##### ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

##### イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

### 2 津波危険に関する啓発

#### (1) 市における対策

ア 市は、住民等を対象に次の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

(ア) 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性を含む）

(イ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）

(ウ) 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）

(エ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

イ 普及・啓発は、次に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

(ア) 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育

(イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

(ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会

- (エ) 津波危険地域の各自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
  - (オ) 広報紙（広報とみぐすく）
  - (カ) 防災訓練
  - (キ) 防災マップ（津波ハザードマップ）
  - (ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
  - (ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示
- (2) 広報・教育・訓練の強化
- ア 津波ハザードマップの普及促進  
市は、津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。
  - イ 津波避難訓練の実施  
市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。
  - ウ 津波防災教育の推進  
市は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

### 3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

#### (1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

市は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

#### (2) 監視警戒体制の整備

津波危険に対し、津波警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

### (3) 避難ルート及び避難ビルの設置

#### ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルート为目标とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

#### イ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

#### ウ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

#### エ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等（「沖縄県津波避難計画策定指針」（平成25年3月策定）参照）とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、市民への周知と理解を促進する。

#### オ 津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

## 4 津波災害警戒区域の指定等

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について県と連携し、必要な措置を講じる。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により次の対策を講じる。

ア 市防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地について定める。



- イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市防災計画に定める。
- ウ 津波に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- エ 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

## 第2章 災害応急対策計画（地震・津波編）

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

### 第1節 組織及び動員計画

#### 1 市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織等は、「豊見城市災害対策本部条例」及び本計画の定めるところによるものとする。

##### 資料1-2 豊見城市災害対策本部条例

- (1) 市災害対策本部の組織編成は、市災害対策本部組織図（資料編）のとおりとする。  
ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。
- (2) 市災害対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- (3) 市災害対策本部に対策部及び班を設け、対策部に対策部長、班に班長及び班員を置く。  
対策部長及び班長は、市災害対策本部所掌事務及び配備要員の目安（資料編）に掲げる職にあるもの、及び班員は当該班長の所属する課等の職員をもって充てる。
- (4) 市災害対策本部に本部会議を置く。本部会議は本部長（市長）、副本部長（副市長）、教育長、市災害対策本部の各対策部長、その他本部長（市長）が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。本部会議において報告及び協議すべき事項は本節「8 本部会議の開催」とおりとする。
- (5) 市災害対策本部の所掌事務は、市災害対策本部所掌事務（資料編）のとおりとする。
- (6) 各班は、原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により本部長（市長）が指示した班は設置されないものとする。

##### 資料5-1 市災害対策本部組織図

##### 資料5-2 市災害対策本部所掌事務

##### 資料5-3 市災害対策本部所掌事務及び配備要員の目安

## 2 市災害対策本部の設置

市災害対策本部は、次に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 沖縄本島地方に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。
- (2) 地震又は津波により、市域内に重大な被害が発生したとき。
- (3) 当市域を含む地域に、災害救助法の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。
- (4) 気象庁が、当市域を含む地域で震度5強以上が観測された旨発表した場合及び大津波警報を発表したとき。
- (5) 県に本部が設置された場合において、本市に本部設置の必要を認めたとき。

## 3 市災害対策本部の設置場所

原則として、市役所庁舎内に設置する。災害により市役所庁舎が使用できない場合は、次の順により施設の安全点検を実施し設置する。また、現状によっては本部に属する現地対策本部を設置する。

- (1) 市消防本部
- (2) 市立中央公民館

## 4 市災害対策本部設置に至らない場合の措置

### (1) 災害対策準備体制

市内で、気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合、気象庁が市内で震度4が観測された旨発表した場合、又は気象庁が津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合は、総務対策部長（総務部長）の指揮による災害対策準備体制をとるものとする。

### (2) 災害警戒本部の設置

市内で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて、副市長を本部長とした災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ア 市の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合
- イ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めた場合
- ウ 気象庁が、当市域を含む地域で震度5弱以上が観測された旨発表した場合
- エ 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表し、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合
- オ 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に津波警報の「津波」を発表した場合

## 5 本部長（市長）の参集途上における指示

本部長（市長）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、携帯電話等により、市災害対策本部の設置、県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行うものとする。

## 6 本部長（市長）の権限

本部長（市長）は、災害予防又は災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県及び防災関係機関、その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

### 7 本部長（市長）が不在の場合の責任体制

本部長（市長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長等にこれを報告し、その承認を得るものとする。

1. 市長 → 2. 副市長 → 3. 総務部長 → 4. 企画部長
------------------------------------

### 8 本部会議の開催

本部長（市長）は本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに庁議室に参集する。本部会議において報告及び協議すべき事項は次のとおりとする。

#### (1) 開催場所

市役所3階庁議室

#### (2) 主な報告事項

ア 各部の配備体制

イ 緊急措置事項

ウ 主な協議事項

(ア) 被害状況に関すること

(イ) 応急対策に関すること

(ロ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示（緊急）、警戒区域の指定に関すること

(エ) 市災害対策本部の配備体制及び廃止に関すること

(オ) 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること

(カ) 災害救助法の適用及び激甚災害の指定に関すること

(キ) 市民へ緊急声明に関すること

(ク) 応急対策に対する予算及び資金に関すること

(ケ) その他本部長（市長）が必要と認める事項

## 9 災害対策の動員

市災害対策本部は、災害の規模及び過程によって、下表の配備体制をとるものとする。

地震発生時又は津波対策の配備基準と配備内容

配備体制	配備基準	配備内容
第1配備 〈災害対策準備体制〉  指揮：総務部長 招集事務：総務課長	(1) 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合 (2) 気象庁が、市内で震度4が観測された旨発表した場合 (3) 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合	(1) 防災担当及び関係課の指定職員は配置につく (2) その他の班員は待機の体制をとる
第2配備 〈災害警戒本部〉 〈災害警戒体制〉  指揮：本部長 (副市長) 招集事務：総務課長	(1) 市の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 (2) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めた場合 (3) 気象庁が、当市域を含む地域で震度5弱以上が観測された旨発表した場合 (4) 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表し、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 (5) 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に津波警報の「津波」を発表した場合	(1) 各部・班の警戒本部要員は配置につく (2) その他の職員は配置につく体制をとる
第3配備 〈災害対策本部〉 〈救助体制〉  指揮：本部長（市長） 招集事務：総務課長	(1) 相当規模の災害が発生した場合 (2) 気象庁が、市内で震度5強が観測された旨発表した場合 (3) 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に津波警報の「大津波」を発表した場合	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第4配備 〈災害対策本部〉 〈非常体制〉  指揮：本部長（市長） 招集事務：総務課長	(1) 災害により市域全域にわたる被害が発生し又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 (2) 気象庁が、市内で震度6弱以上が観測された旨発表した場合	全職員が配置につく

## 10 配備要員及び指名

(1) 各対策部の配備要員を、市災害対策本部所掌事務及び配備要員の目安（資料編）に示す。

ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の対策部長において増減することができるものとする。

(2) 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

※各課長等は、市災害対策本部所掌事務の「配備要員数の目安」に基づいて、毎年4月1日現在で災害対策配備要員名簿及び非常招集系統図を作成し、同月末日までに総務課長に提出するものとする。なお、配備要員に異動があった場合、その都度修正のうえ、総務課長に提出するものとする。

資料5-3 豊見城市災害対策本部所掌事務及び配備要員の目安

### 11 動員方法

- (1) 本部長（市長）は、気象警報等及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を決定するものとする。
- (2) 本部会議の招集に関する事務は、総務総括班が行う。
- (3) 各対策部長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、直ちに対策部内の班長をとおして配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- (4) 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- (5) 各対策部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。

### 12 自主参集基準

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の推移に注意し、進んで所属長と連絡をとり、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

なお、参集途上においては可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに所属する班長に報告する。報告方法及び報告様式については、第2編 第2章 第4節8(1)に準ずるものとする。

#### 資料5-5 地震・津波災害自主参集フロー

### 13 参集対象外職員

職員は、次の事由により参集することができない場合、所属長と連絡をとり、その承認を得るものとする。

- (1) 療養中、妊娠中の女子又は重症の負傷を負った場合
- (2) 親族に死亡者又は重症者の負傷者が発生した場合
- (3) 自宅周辺で被害が発生し、地域で災害対応を行わなければならない場合
- (4) 家族に高齢者、障がい者、乳幼児など職員の介護や保護が必要な人がいる場合

### 14 市災害対策本部の解散

- (1) 市災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれがなくなり、市災害対策本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。
- (2) 市災害対策本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び住民に対し、次により通知公表するものとする。
- (3) 上記(1)、(2)は市災害対策本部設置に至らない場合の体制の解散についても同様とする。

#### 本部設置・解散における通知公表

担当	通知・公表先	通知・公表方法
総務総括班長	各部長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	豊見城警察署	〃

秘書広報班長	報道機関	〃
〃	市民	報道機関を通じて及び広報車等による方法

## 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

### 1 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

### 2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

#### (1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

#### (2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

#### (3) 震源・震度に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

#### (4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

#### (5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、おおむね30分以内に発表する。

#### (6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

#### (7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

※地震活動に関する解説情報等資料

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

○地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

○管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表。

3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

(1) 津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。



	って、津波による災害のおそれがある場合				海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
--	---------------------	--	--	--	---

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

**津波情報の種類と発表内容**

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表。 〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照〕
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。 (※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

**最大波の観測値の発表内容**

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表

津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2$ m	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2$ m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

#### 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3$ m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3$ m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1$ m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1$ m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 

津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

**津波予報の発表基準と発表内容**

発表基準合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 津波予報区


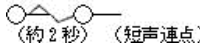

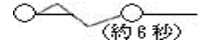

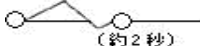

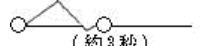
日本の沿岸は 66 の津波予報区に分かれている。その内、沖縄県が属する津波予報区は、次のとおりである。

**沖縄県が属する津波予報区**

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、次のとおりである。

**津波警報・注意報の標識**

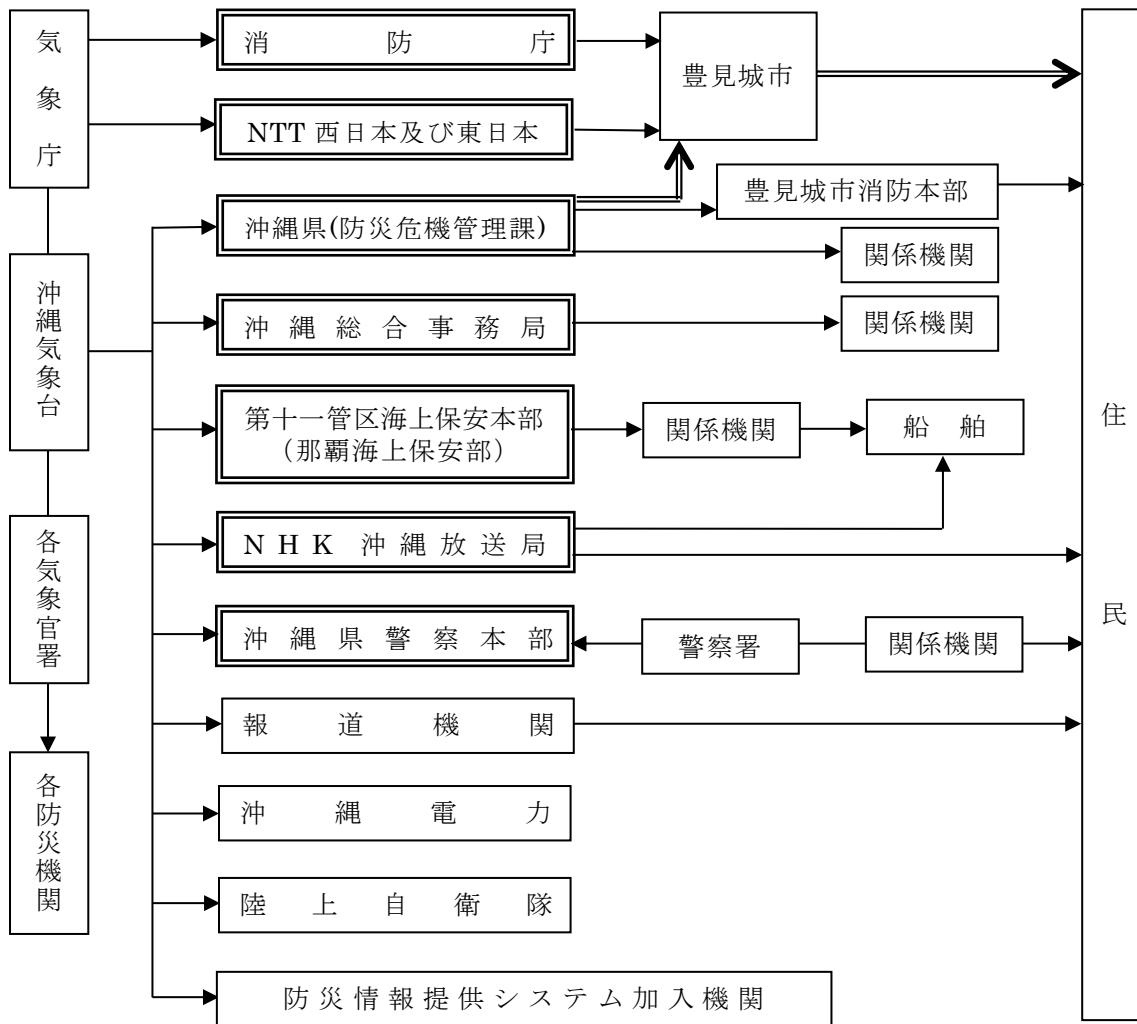
標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。



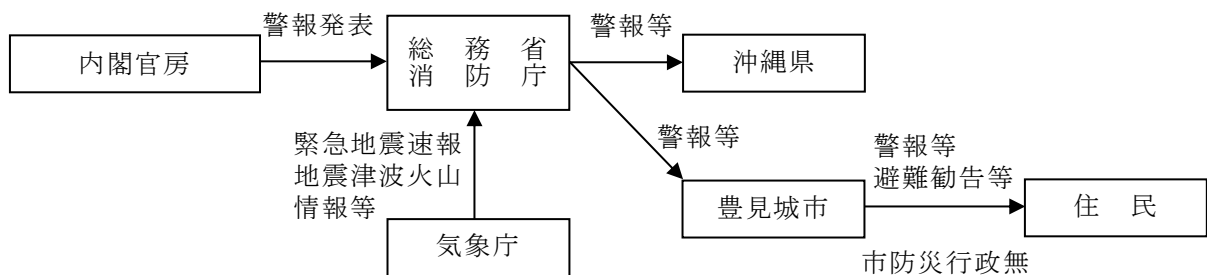
4 津波警報等の伝達

(1) 伝達系統図



(注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

[ J-ALERTの伝達系統図 ]



## (2) 津波警報の伝達要領

ア 県警察本部、通信事業者等は全ての通信を中断して関係市町村へ伝達し、放送機関は番組を中断して放送する。

イ 市は、市防災計画等に定める方法により住民等に徹底を図るものとする。また、気象業務法の特別警報に該当する震度6弱以上の大きさの地震動が予想される緊急地震速報（警報）及び大津波警報の場合については、エリアメール、市防災行政無線等を活用して直ちに住民等に伝達する。

ウ 津波警報の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

## (3) 近地地震津波に対する自衛処置

市長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から避難するよう勧告・指示（緊急）するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

### 第3節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等災害時における通信はおおむね以下によるものとする。

#### 1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう、相互に協力するものとする。

#### 2 通信設備の利用法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は次のとおりである。

##### (1) 電気通信業務用電気通信設備の利用方法

利用設備	利用方法								
普通電話による通信	一時的には、加入電話の通常手続きにより通信を確保する。								
災害用特設電話	市と西日本電信電話株式会社沖縄支店による「災害用特設電話の設置・利用に関する協定」に基づき避難所等に災害時特設電話を設置し、被災者等の通信の確保を図るものとする。 <b>資料 15 豊見城市災害時協定一覧</b>								
「非常扱いの電報」及び「緊急扱いの電報」	<p>災害のための緊急を要する電報にあつて、電話により非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター（115）に申告のうえ、申し込むものとする。なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通信用電話による非常通話の例によるものとする。</p> <p>非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に申し込むこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電報の内容</th> <th>機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td>イ 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項</td> <td>水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間</td> </tr> <tr> <td>ウ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項</td> <td>消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間</td> </tr> </tbody> </table>	電報の内容	機関等	ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間	イ 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間	ウ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
電報の内容	機関等								
ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間								
イ 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間								
ウ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間								

利用設備	利 用 方 法	
	電報の内容	機 関 等
	エ 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	オ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	カ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	キ 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間（海上保安機関含む。以下同じ）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	ク 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる 機関との間
	<p>緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に申し込むものとする。</p>	
	電報の内容	機 関 等
	ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間
	イ 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	ウ 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	エ 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	オ 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間



利用設備	利 用 方 法	
	電報の内容	機 関 等
	カ 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と病院相互間
	キ 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間

(2) 専用通信施設の利用

専用通信施設	通信方法
消防無線電話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する市消防本部を通じ、通信連絡を行うものとする。
警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡をする。
警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡をする。
沖縄総合行政通信ネットワーク	沖縄総合行政通信ネットワークを利用し、通信連絡を行うものとする。
その他非常通信の利用	その他非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市の専用通信設備の利用ができないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通信の目的を達成することができないときに、非常通信設備を利用して通信連絡をする。

3 市における措置

(1) 有線放送設備の利用

市は、住民への警報、避難の勧告及び指示等の伝達が迅速に行われるよう、有線放送設備事業者とその利用についてあらかじめ施設の管理者と協議しておくものとする。

(2) 通信設備優先利用の協定

市は災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(3) 放送要請の依頼

ア 市は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」に基づき、県に放送の要請を依頼するものとする。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

## 資料10-6 避難勧告等情報の伝達ルート及び手段

## 4 被害状況に応じた対応

本庁舎が被災した場合は、被災の状況に応じて次のような対応をとる。

被災の状況	対応方針
(1) 市庁舎機能全壊 すべての通信システムがダウン	専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。
(2) 市庁舎機能一部損壊 電気通信事業回線等交換機を経由するシステムがダウン。県総合行政情報通信ネットワークは使用可能	県総合行政情報通信ネットワークのほか、通信連絡手段を確保する。
(3) 市庁舎機能支障なし すべての通信システムが使用可能	通常のNTT回線については、輻輳等によって通話困難になる可能性が高いため、県総合行政情報通信ネットワーク、専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。

## 第4節 災害状況等の収集・伝達計画

この計画は、災害情報及び被害状況等を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

### 1 実施責任者

#### (1) 市の役割

ア 市長は、市域に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

#### (2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

#### (3) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

#### (4) 上記(1)、(2)、(3)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

### 2 災害状況の収集

#### (1) 災害情報の種類

被害規模を早期に把握するため、次の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

(ア) 人的被害、住家被害及び火災に関する情報

(イ) 避難の勧告及び指示（緊急）の状況並びに警戒区域の指定状況

(ウ) 避難者数及び避難所の場所等に関する情報

(エ) 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報

(オ) 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報

(カ) ヘリポートの被害、応急対策の状況に関する情報

(キ) 電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報

(ク) 漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報

(ケ) 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

#### (2) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白期間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施しなくてはならない。

したがって、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定するものとする。

また、倒壊家屋数、火災発生現場数等の人命損失に係る情報については、早期に把握する必要があるため、市消防本部、豊見城警察署の「推定情報」についても報告してもらうものとする。

#### (3) 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあつては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集するものとする。

#### (4) 非常災害に係る情報の収集

市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めなければならない。

### 3 地震発生直後の第1次情報の報告

#### (1) 市の役割

ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。

イ 被害の有無に関わらず、地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

ウ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市の区域（海上含む。）で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

エ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

### 4 災害報告

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

#### (1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

ア 災害概況即報（資料 16-8 災害概況即報）

イ 被害状況即報（資料 16-9 被害状況即報）

ウ 災害確定報告（資料 16-10 災害確定報告）

エ 災害年報（資料 16-11 災害年報）

#### (2) 報告要領

ア 災害概況即報

市は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に、災害概況即報に基づく内容を県に沖縄総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

県は、総務省消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。

イ 被害状況即報

市は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害状況即報に基づく内容を、市から地方本部等を経て県に沖縄総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

県は、消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。なお、市が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

## ウ 災害確定報告

市は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害確定報告に基づく内容を地方本部等を経て、県に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つものとする。

## エ 災害年報

市は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害年報に基づき4月15日までに県に報告する。

オ 県は前記ア～エの報告をそれぞれ整理し、総務省消防庁又は総務省消防庁長官に報告する。

その他、「災害情報連絡系統図（概要）」「防災関係機関の収集する情報」を本節の「9 知事への報告及び要領」に示す。

## 5 安否情報の提供

市災害対策本部は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

## 6 災害情報等の収集計画

市災害対策本部における各対策部は、所管にかかる災害情報、被害状況を調査収集し、本部長（市長）に報告するものとする。

## 7 防災関係機関の災害情報等の通報

(1) 防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況のうち、市の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、市災害対策本部に通報するものとする。

(2) 本部長（市長）は通報を整理し、県に報告するものとする。県に報告できない場合には、直接消防庁に報告する。なお、県と連絡が取れるようになった後は、県に対して報告するものとする。

## 8 市災害対策本部での被害情報のとりまとめ

被害発生の際の時間的経過に伴い、災害概況報告、被害状況報告、災害確定報告に区分する。

報告段階	報告機関
災害概況即報	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
被害状況即報	被害状況の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
災害確定報告	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。

(1) 災害概況即報

大規模な災害が発生した場合、職員（参集途中での情報収集）、自治会長及び関係機関等から6つの事項等（下表）の災害情報を素早く収集し、①情報源、②地域別、③被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を被害状況報告票（資料編）に記入のうえ、所属する班長（課長等）へ提出し、班長（課長等）はとりまとめた被害状況報告票を総務総括班（防災危機管理班）へ報告するものとする。ただし、火災や人命に関わる場合は、直接市消防本部及び総務総括班へ連絡するものとする。総務総括班はその都度本部長（市長）及び市災害対策本部に報告する。

資料 16-7 被害状況報告票

資料 16-12 災害即報様式記入要領

ア 災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象・地震等情報
イ 被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、漁港、電気、ガス、水道等
ウ 避難情報	避難の勧告・指示（緊急）の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の場所
エ 通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災無線通信施設の被災・稼働状況等
オ 道路等交通情報	国道、県道、市道の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
カ 対策情報	消防活動状況、避難所（開設、食品、生活必需品供給状況）、障害物除去状況、応急対策のための物資、資機材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼働状況等
キ その他の情報	大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

(2) 被害状況即報

総務総括班は被害状況を取りまとめ、その都度本部長（市長）及び市災害対策本部に報告する。

ア 報告対象

災害概況調査等の結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて被害状況調査を実施する。調査の対象は人、住家被害等とする。

イ 調査方法

災害の規模状況等を勘案し、本部長（市長）の指示により総務総括班が次により調査を実施する。

事前の準備	調査担当者に「災害調査票」を配布し、調査連絡方法を打ち合わせる。
関係機関との連携	関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。 また、被害状況が異なった場合は報告前に再調査する。
班編制	調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックに2～3名程度で構成する調査グループを編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。
判定基準	人的及び物的被害状況の判定（目視による）は、「被害状況の判定基準」（資料編）及び災害調査票に従う。
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるので、数多く撮影する。
調査機関	本部からの指示後、3日以内に完了報告を目指すものとする。

資料 16-2 被害状況の判定基

準

## 9 知事への報告及び要領

本部長（市長）は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき、被害の具体的な状況を県に報告するものとし、報告の種別は災害発生時の時間的経過に伴い区分するものとし、報告の種類及び要領は次のとおりとする。災害即報様式及び認定基準一覧の詳細は、資料編を参照。なお、県（防災危機管理課）に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

### (1) 報告事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所または地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必要な事項

### (2) 報告種別

- ア 災害概況即報（資料 16-8 災害概況即報）
- イ 被害状況即報（資料 16-9 被害状況即報）
- ウ 災害確定報告（資料 16-10 災害確定報告）
- エ 災害年報（資料 16-11 災害年報）

資料 10-5 災害情報連絡系統

図

## 第5節 災害広報計画

市における災害広報は、市防災計画に定めるところにより行うものとする。

なお、その際には高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅の避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

### 1 実施要領

- (1) 各対策部において広報を必要とする事項が生じたときは直接秘書広報班長に原則として文書により通知するものとする。
- (2) 秘書広報班長は、各対策部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、本部長（市長）の指示により速やかに市民及び報道機関へ広報するものとする。また必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

### 2 市民に対する広報事項

報道機関への要請

県による「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」のほか、市と株式会社FMとよみの協定「災害時における災害情報等の放送に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ住民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び市の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 不要不急の電話の自粛
- (2) 被災者の安否
- (3) 空き病院の情報
- (4) 二次災害防止のためにとるべき措置
- (5) 交通情報
- (6) 食料・生活物資に関する情報
- (7) 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

資料 15 豊見城市災害時協定一覧

### 3 市民に対する広報の方法

収集した災害の情報及び応急対策等住民に通知すべき広報事項は、その内容に応じ、次の方法により行う。

- (1) 市防災行政無線
- (2) 市ホームページ、エリアメール、フェイスブック等の活用
- (3) 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等の活用
- (4) 広報車
- (5) 写真、ポスター等の掲示

### 4 要配慮者に対する対応

- (1) テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
- (2) 手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。



### 5 報道機関に対する情報等の発表方法

- (1) 報道機関に対する情報等の発表は、すべて秘書広報班において行うものとする。
- (2) 情報等の発表に際しては、広報内容をあらかじめ報道機関と協議しておくものとする。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね次のとおりとする。
  - ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
  - イ 災害発生場所又は被害激甚地域
  - ウ 被害の状況
  - エ 災害救助法適用の可否
  - オ 市災害対策本部における応急対策の状況
  - カ その他必要と認める事項
- (3) 災害時の広報については、報道機関との連携が重要であるため、報道機関は可能な限り市に情報連絡員を派遣するものとする。

### 6 住民からの問い合わせ等への広報

- (1) 来庁者に対する広報窓口の設置
- (2) 住民専用電話による問い合わせ等の広報活動

## 第6節 自衛隊災害派遣要請計画

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命又は財産の保護のため、市長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、知事に対して、自衛隊の派遣要請を依頼するためのものである。

### 1 災害派遣を要請する場合の基準

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。
- (3) 市の通信途絶の状況から判断した場合。

### 2 市長の派遣要請要求等

#### (1) 知事への派遣要請要求

市長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

#### (2) 防衛大臣等への通知

市長は、通信の途絶等により知事（防災危機管理課）に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼が行えない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、市長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

資料 16-5 自衛隊災害派遣要請依頼書

資料 16-6 自衛隊災害派遣撤収依頼書

### 3 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の搜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫

- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

#### 4 市の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、市は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力するものとする。

- (1) 市は、災害地における作業等に関して、県及び派遣部隊指揮官と協議して決定するものとする。
- (2) 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備するものとする。

#### 5 災害派遣要請の要領

- (1) 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）
  - ア 知事・・・・・・・・・・主として陸上災害
  - イ 第十一管区海上保安本部長・・主として海上災害
  - ウ 那覇空港事務所長・・・・・・・・主として航空機遭難
- (2) 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）
  - ア 陸上自衛隊第15旅団長
  - イ 海上自衛隊第5航空群司令
  - ウ 海上自衛隊沖縄基地隊司令
  - エ 航空自衛隊南西航空混成団司令
- (3) 県（知事）から自衛隊への災害派遣要請  
在沖縄4自衛隊部隊長名による「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成16年3月31日）に基づき、県（知事）から自衛隊への災害派遣要請は、災害の種類にかかわらず、原則として陸上自衛隊第15旅団長に行うものとする。
- (4) 要請の内容（自衛隊法施行令第106条）
  - ア 災害派遣（緊急患者空輸を除く。）を要請する場合は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。  
ただし、緊急の場合で文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。
    - (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
    - (イ) 派遣を希望する期間
    - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
    - (エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）

資料10-7 自衛隊の災害派遣要請系統図

資料10-8 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一  
覧**6 災害派遣要請受理後の派遣命令者の処置**

- (1) 派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

**7 派遣部隊との連絡調整**

- (1) 市は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整する。
- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県、市又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、市は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

**8 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等**

## (1) 自衛官の措置

災害派遣等を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にはいない場合（自衛隊法第94条）

(ア) 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）

(イ) 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

(ウ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長へ通知）

イ 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

(ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（市長へ通知）

(イ) 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（市長へ通知）

(ウ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（市長へ通知）

## (2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずべき損失

イ 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

**9 派遣部隊の撤収**

- (1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について、自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

- (2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

## 10 ヘリポートの準備

市長は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとし、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。臨時ヘリポートの確保については、第2編 第1章 第4節2款4(4)「臨時ヘリポート等の確保」に準ずるものとする。

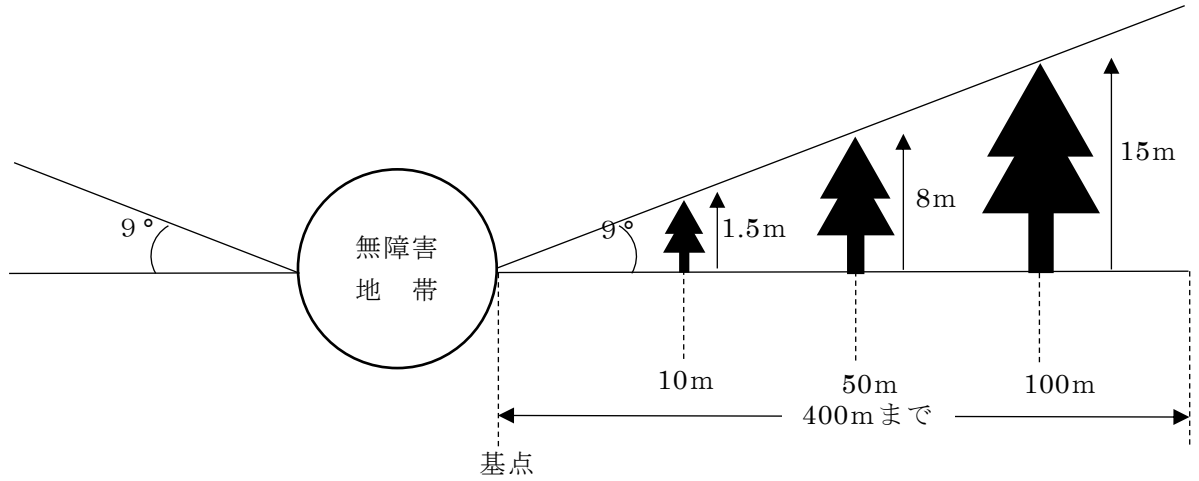
### (1) 受入れ時の準備

- ア 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示石灰等するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流し掲揚する。
- イ 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- オ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握のうえ、事前に自衛隊と調整を行う。
- カ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- キ 着陸帯の地盤は堅固で平坦地であること。

(2) ヘリポートの基準

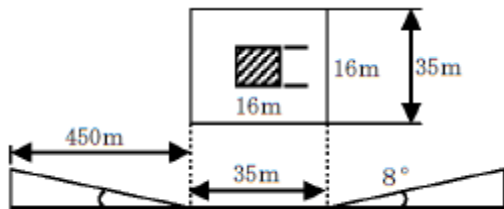
ア 臨時ヘリポートの基準

下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

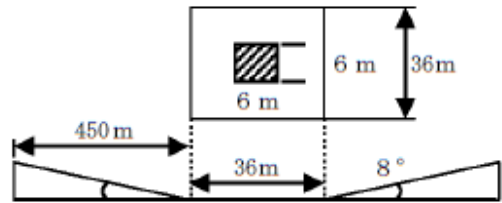


イ 離着陸地点及び無障害地帯の基準

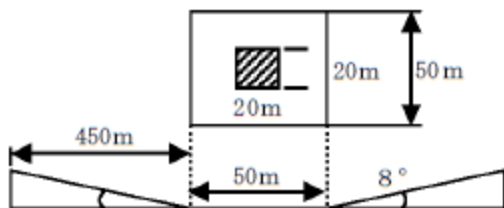
UH-1



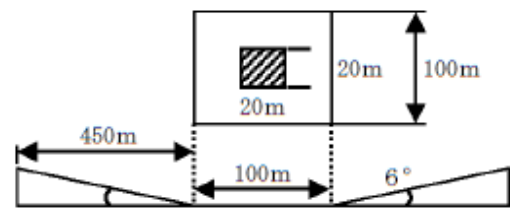
OH-1



UH-60

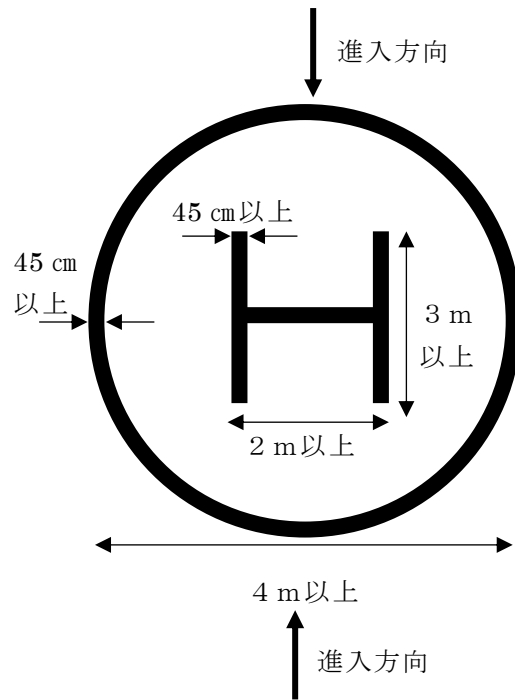


CH-47

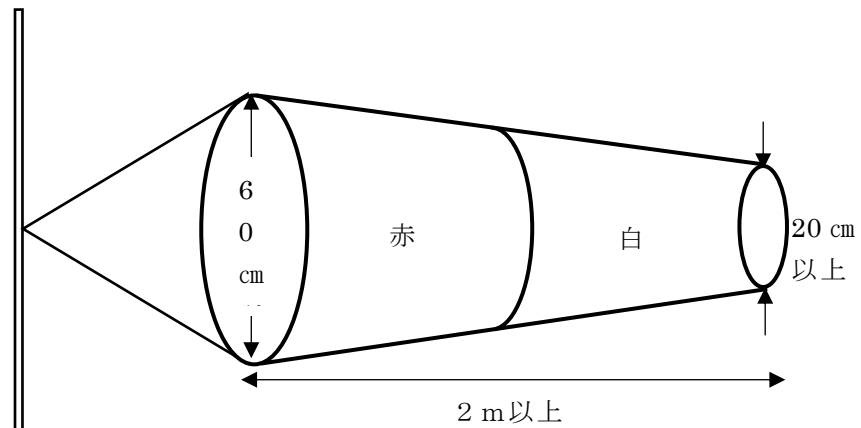


※離着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

ウ ヘリポートの表示基準



(注) 石灰で表示、積雪時は墨汁  
 絵具等で明瞭に表示



- 生地は繊維
- 方は円形帯

(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

### 11 自衛隊の自主派遣（要請を待ついとまがない場合の災害派遣）

自衛隊法第 83 条第 2 項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。

この場合においても、派遣命令者は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊等派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

### 12 経費の負担区分等

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、県及び市の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。

ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金

イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金

ウ 岸壁使用料

- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議のうえ決定するものとする。

### 13 近傍災害派遣（自衛隊）

自衛隊法第 83 条第 3 項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。



## 第7節 広域応援要請計画

この計画は、災害時において隣接市町村、県又は指定地方行政機関の職員等の応援により災害応急活動、応急復旧活動の万全を図るものである。

### 1 職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。要請又はあっせんの種類及びその内容を次のとおりである。

#### (1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、市長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明記して、文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

#### (2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。なお、市長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次の事項を明記して要請する。（災害対策基本法施行令第16条）

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

#### (3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

### 2 防災関係機関における応援要請

#### (1) 消防機関

大規模災害発生時において、市は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対し「緊急消防救助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

また、航空機事故等が発生した場合、那覇空港事務所と連絡を取り合い、必要な資機材の提供その他の応援を要請するものとする。

#### (2) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

### 3 海外からの支援の受け入れ

知事は、国の非常災害対策本部等から海外の支援受入れの連絡があった場合には、支援受入れの可否を判断し、受入れを決定した場合は、関係省庁と連絡調整を図り、その受入れ体制を整備する。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認のうえ、その支援活動が円滑に実施できるよう、県と連携を図る。

### 4 応援受入体制

市長は、県以外へ応援を要請する場合には、関係機関と連絡調整を図り、その受入体制を整備する。

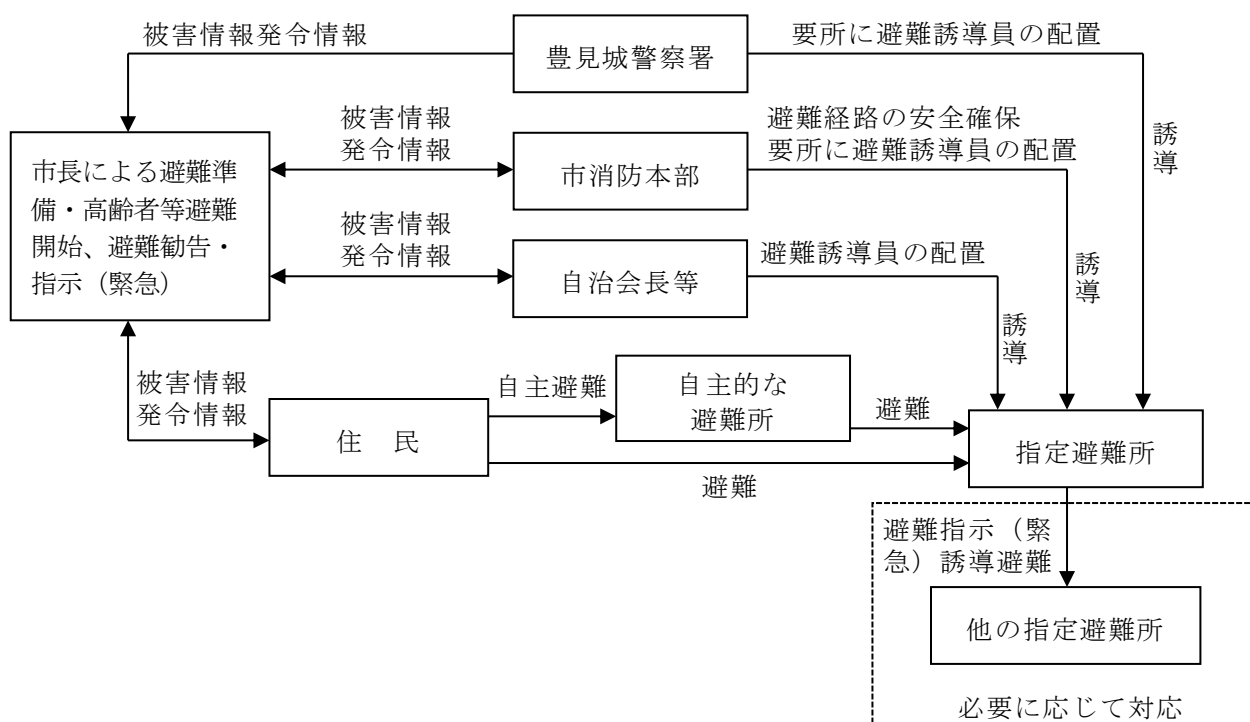
## 第8節 避難計画

この計画は、大地震や津波災害が発生した場合又は津波災害が発生するおそれのある場合において、危険区域内の住民に対して避難のための立退きを勧告又は指示（緊急）するとともに、避難所の開設・運営等を実施し避難住民の生活安定を図るものである。

### 第1款 避難の原則

避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）と避難誘導の流れについては、次のとおりとする。

#### 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）と避難誘導の流れ



#### 1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するための避難準備・高齢者等避難開始の提供、立退きの勧告、指示（緊急）、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は次のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示（緊急）、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護は、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

## (1) 避難準備・高齢者等避難開始の提供

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

## (2) 避難の勧告

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市町村長ができない場合に代行

## (3) 避難の指示（緊急）

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市町村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市町村長から要請がある場合又は市町村長が避難の指示（緊急）をしないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

## (4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市町村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	市町村長から要請がある場合又は市町村長（委任を受けた職員含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市町村長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、津波、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難の勧告・指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は市長が行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として市長が行うものとする。

また、広域避難等において市町村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2 避難勧告等の運用

(1) 避難勧告・指示（緊急）等の種類

避難勧告等の種類は、次のとおりである。

種類	内容	根拠法
ア 避難準備・高齢者等避難開始	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	なし
イ 避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。	災害対策基本法第 60 条
ウ 避難指示（緊急）	上記イにおいて、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。	
エ 警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第 116 条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法第 63 条

(2) 避難勧告等の基準

市は、あらかじめ定めた客観的な基準等に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。

(3) 避難の勧告及び指示（緊急）の方法

伝達事項	伝達方法
ア 発令者	ア 市防災行政無線による伝達
イ 対象区域	イ 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
ウ 発令音（吹鳴）	ウ 広報車等の呼びかけによる伝達
エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定の理由	エ 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達
オ 避難日時、避難先及び避難経路	

伝達事項	伝達方法
カ その他必要な事項 (7) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。 (イ) 会社、工場にあつては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講じること。 (ウ) 避難者は1人あたり3日分程度の食品・水・日用品及び衣類等を携行すること。 (エ) 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること。	オ 広報車による伝達 カ 事前登録者にメール配信

## (4) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

ア 市長の措置 (7) 災害対策基本法に基づく措置 ・市長→知事（防災危機管理課） イ 知事の措置 (7) 災害対策基本法に基づく措置 ・知事（防災危機管理課）→市長 (イ) 地すべり等防止法に基づく措置 ・知事（海岸防災課）→豊見城警察署長 ウ 警察官の措置 (7) 災害対策基本法に基づく措置 ・警察官→豊見城警察署長→市長→知事（防災危機管理課） (イ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置 ・警察官→豊見城警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→市長 エ 自衛官の措置 ・自衛官→市長→知事（防災危機管理課） オ 水防管理者の措置 ・水防管理者→豊見城警察署長
---

## (5) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

県及び市は、市長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

**【避難勧告・指示（緊急）と警戒区域の設置の違い】**

警戒区域の設置には、強制力があり従わない場合には罰則もある。（従って、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する必要がある。

設定が考えられる場合として、

- ① 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
- ② 応急対策上、止むを得ない場合

があり、最近では雲仙・普賢岳の火災災害（平成3年6月）時に警戒区域を設定している。

**(6) 避難準備・高齢者等避難開始**

上記(5)のほか、市は、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

**3 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）基準の目安と住民に求める行動**

市は、住民に対して避難準備を呼びかけ、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人に対して避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を制度的に位置付けるとともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図るものとする。また、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

なお、避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）の基準の目安は、上記2の「避難勧告等の運用」のほか、「豊見城市避難勧告等判断マニュアル」（平成29年1月策定）とおりとする。

**4 避難誘導の実施方法**

市長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

**(1) 避難の優先順位**

避難に当たっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

**(2) 避難者の誘導**

避難者の誘導は次により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

**(3) 避難行動要支援者の避難誘導**

在宅の避難行動要支援者の避難は、市の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。

#### (4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確認するものとする。

### 5 避難所の開設及び収容保護

(1) 市は、発災時において必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 福祉避難所の設置

市は、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

(4) 設置及び収容状況報告

市長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

**資料6-1 指定避難所一覧**

**資料6-3 福祉避難所一覧**

### 6 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「15 節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

### 7 避難所の管理運営

市は、「豊見城市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て実施することとする。

(2) 避難者に係る情報の把握

市は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚、知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

市は、次のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。



イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

## 8 避難長期化への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

## 9 県有施設の利用

市は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、市から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

## 10 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

市から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

## 11 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

## 第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、次のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

### 1 実施責任者

津波から避難するための避難準備・高齢者等避難開始、立退きの勧告、指示（緊急）及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款1「実施責任者」のとおりとする。

### 2 津波浸水想定区域

本市の津波浸水想定区域は、第1編 第1章 第4節「災害の想定」による。

### 3 避難勧告・指示（緊急）等の発令

避難勧告・指示（緊急）等の運用については、第1款2「避難勧告等の運用」のとおりとする。

市は、別に定める「豊見城市津波避難計画」のほか、次の事項に留意して津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示（緊急）等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示（緊急）を行うなど速やかに的確な避難勧告・指示（緊急）を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達する。

- (3) 津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

### 4 避難場所

避難先は、市津波避難計画で定められた、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビル等とする。

資料6-2 指定緊急避難場所一  
覧

資料6-4 津波避難ビル

## 5 避難誘導

### (1) 住民等の避難誘導

市津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

## 6 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

## 第3款 広域一時滞在

### 1 広域一時滞在の協議等

#### (1) 被災市町村の協議

市長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

#### (2) 知事への報告

市長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を知事に報告する。

#### (3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ

市長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議先市町村に通知する。

#### (4) 公示及び報告

市長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

#### (5) 広域一時滞りの終了

市長は、広域一時滞りの必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

## 第9節 観光客等対策計画

### 1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市とする。

なお、避難計画の基本的な事項は第8節「避難計画」のとおりである。

### 2 避難情報の伝達及び避難誘導

#### (1) 市の役割

市は、津波情報や避難勧告・指示（緊急）等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビル等への避難を呼びかける。

#### (2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

#### (3) 交通機関の役割

運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

### 3 避難収容

#### (1) 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。

また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

#### (2) 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

#### (3) 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

### 4 帰宅支援

#### (1) 情報の提供

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

#### (2) 帰宅支援

県は、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

## 第10節 要配慮者対策計画

### 1 避難行動要支援者の避難対策

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）等に基づいて、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織、市社会福祉協議会及び民生委員等の支援者の協力を得て、要配慮者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

### 2 避難生活への支援

#### (1) 避難時の支援

市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

市は、必要に応じて専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

#### (2) 応急仮設住宅への入居

市は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

#### (3) 福祉サービスの持続的支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

### 3 外国人への支援

市は、（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

## 第11節 安否情報の収集計画

被災者の安否情報については、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図れるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

### 1 基本方針

#### (1) 安否情報の種類、収集及び報告

市は、大規模災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續等の整備を図る。

##### ア 収集すべき情報

#### (7) 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 生年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

#### (イ) 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

#### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の回答責任者等を定めるとともに、市職員に対し、必要な研修を行う。

#### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

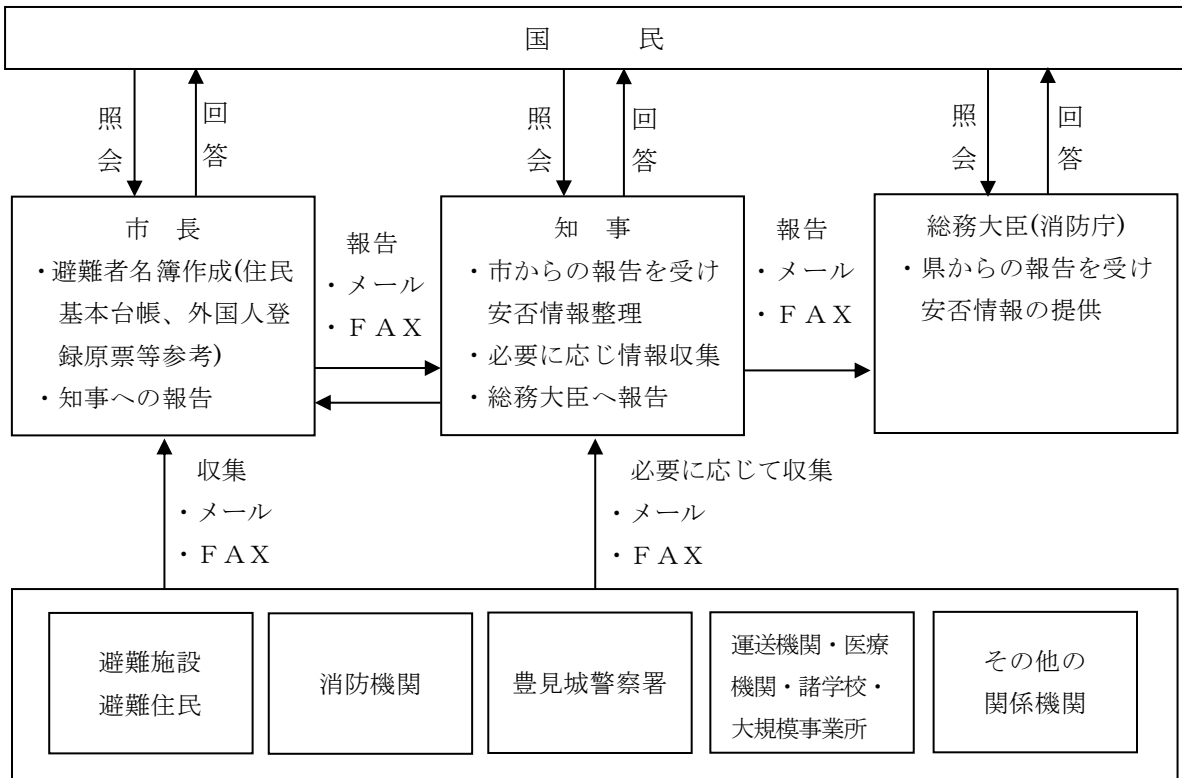
市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握する。

(4) 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集提供を行うに当たっては、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

※安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次のとおりである。

安否情報の収集の流れ



2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、豊見城警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報は、様式第1号及び様式第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によるものとする。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のため保有する情報等を活用して行う。

資料 16-13 様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

資料 16-14 様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）

## (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

## (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 3 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料 16-15 様式第3号 安否情報報告書

### 書

## 4 安否情報の照会に関する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話、FAX番号及びメールアドレスについて、市災害対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部の対応窓口を設置する安否情報照会書（資料編）の必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報回答書（資料編）により、当該照会に係る者が大規模災害等により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料 16-16 様式第4号 安否情報照会書

資料 16-17 様式第5号 安否情報回答書

## 5 日本赤十字社に対する協力



市は、日本赤十字社沖縄支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっては、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第12節 消防計画

この計画は、暴風雨、洪水、高潮、地震、津波、火災等による災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に、市民の生命、財産を保護するため、消防力の全てをあげて目的を達成するための計画である。

### 1 消防組織及び施設の整備充実

#### (1) 消防組織

消防組織図は、節末図-1 のとおりとする。

#### (2) 消防施設の整備充実

市内における諸災害発生に対処するため年次計画により、器具、器材の整備等のほか、人員を整備充実させるものとする。

人員の現況、消防車両・艇現有一覧を資料編に示す。

資料 12-1 消防車両・艇現有一覧

資料 12-2 消防機械器具一覧（救助器具）

資料 12-3 消防水利の現況

### 2 火災予防査察

予防査察は、多数の者が勤務し、又は出入りし収容する建物及び危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等を重点的に随時実施し、一般建物等については春秋に行われる全国火災予防運動に呼応して一斉に実施するものとする。

### 3 防火対象物の火災予防対策

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他多数の者が出入りし、勤務しまたは居住する防火対象物で、政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから、防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成させ、また届出を励行させるものとする。

資料 12-4 用途別・階別防火対象物件数

### 4 危険物貯蔵所等の防火対策

危険物貯蔵所等は、危険物施設一覧のとおりとし、それぞれの位置、構造設備、警報設備等は危険物規制の政令基準どおり実施させるものとする。なお、危険物取扱者は、危険物の貯蔵取扱い運搬方法について政令基準どおり実施するものとする。

資料 12-5 危険物施設一覧

### 5 火災の出動

火災又は諸災害発生時に対応するため、消防隊の出動は資料編のとおりとする。

#### (1) 消防体制・出動の確立

- ア 消防署は、常に市内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の体制を保つものとする。
- イ 火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。
- ウ 消防団員は、定期訓練等を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる体制をとることとする。団員の出動は、電話連絡等をもって行うものとする。
- エ 火災又は諸災害発生時に対処するため、消防隊の出動は別に定める命令によるものとする。

**資料編12-6 職員配置状況****6 救助・救急活動**

指揮者はまず要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施し、要救助者がいれば各隊は協力して救急隊との連携のもと、救助活動に全力を投入する。

なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとする。

**7 火災警報**

火災に関する警報は、おおむね次の事項のいずれかに該当する気象状況において、必要と認めるとき発するものとする。

- (1) 実効湿度が60%以下であって、最小湿度が50%以下となり、最大風速が10メートル以上の見込みのとき。
- (2) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。（降雨中は発令しないこともある。）

**8 火災原因及び被害調査**

市長は、火災原因及び被害調査の結果について、消防長から報告を受けるものとする。

**9 相互応援計画****(1) 県内市町村間の相互応援**

市町村において各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、県下全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

**資料15 豊見城市災害時協定一  
覧****(2) 他都道府県による応援****ア 総務省消防庁長官への要請**

災害等非常事態が発生した場合において県内の消防力をもってこれに対処することができないときは、知事は総務省消防庁長官に対し次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請するものとする。（消防組織法第44条）

(ア) 災害の発生日時・場所・概要

(イ) 必要な応援の概要

(ウ) その他参考となるべき事項

**イ 緊急時における総務省消防庁長官の措置**

災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにもかかわらず、通信の途絶などにより知事との連絡を取ることができないときは、総務省消防庁長官は知事の要請を待たずに、他の都道府県知事に対し、消防の応援のため必要な措置を取ることを求めることができる。

## 10 非常事態における知事の指示

- (1) 知事は、災害等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長又は消防長に対して災害防御の措置について必要な指示を行うものとする。（消防組織法第43条）
- (2) 知事は、危険物等について当該規制事務について権限を有する者に対して、当該危険物等の製造施設貯蔵所の使用の停止及び危険物等の引渡し移動、詰め替え等の禁止又は制限などの保安措置を要請するものとする。

## 11 水利状況の把握

消防職員は、地域の消防対策に臨機応変にあたるため、消防水利等の状況を十分把握しておかなければならない。

### 資料編 12-3 消防水利の現況

## 12 林野火災対策

- (1) 異常気象時の警戒体制  
異常乾燥及び強風時に、火災警報の発令とともに警戒体制を強化する。
  - ア 警戒体制の内容
    - (ア) 市防災行政無線により、火災予防広報を実施する。
    - (イ) 消防車、広報車等により巡回広報を実施する。
    - (ウ) 林野参加者に対する火気注意を徹底する。
    - (エ) 消防職員による巡回警戒を強化する。
    - (オ) 消防職員、団員の自宅待機、又は一部招集を指令する。



## 第13節 救出計画

災害時における救出活動は、以下によるものとする。

### 1 実施責任

市及び市消防本部をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

### 2 救出の方法

被災者の救出は、市消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

#### (1) 市

ア 市は、本来の救助機関として救出にあたるものとする。

イ 市は、当市のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察及び緊急消防援助隊の応援を求め、また、自衛隊の出動を要請するものとする。

資料15 豊見城市災害時協定一覧

#### (2) 警察

警察は、救出の応援要請があった場合又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

#### (3) 県

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合又は市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

#### (4) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救助に努めるものとする。

### 3 救出用資機材の調達

市及び市消防本部は、備蓄された救出用資機材を使用するとともに、豊見城市建設業協会等との協定や民間業者に対し救出に必要な重機配備を要請する等の方法により、救出用資機材を調達するものとする。

#### (1) 救出・救助活動の成功のポイント

ア 要救出・救助現場の早期把握

イ 要救出・救助現場に対する人員の投入

ウ 要救出・救助現場に対する資機材の投入

エ 救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

資料15 豊見城市災害時協定一覧

### 4 惨事ストレス対策

救助機関は、市職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第14節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合の医療救護は、以下によるものとする。

### 第1款 医療及び助産

災害のため、医療機能の機能が停止し、又は著しく不足し若しくは混乱した場合における医療及び助産の実施は、次のとおりとする。

#### 1 医療救護の実施

##### (1) 実施責任者

災害時における医療救護は、医療班等を編成し医療関係機関の協力を得て市長が行う。

ただし、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字沖縄県支部、南部地区医師会その他医療関係機関の協力を得て行うものとする。

災害救助法の適用があった場合は、知事が実施するものとする。

##### (2) 応急医療の方法

###### ア 情報の収集

県、市及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

##### (3) 医療班等の出動要請

ア 市は、南部地区医師会及び医療機関等に医療班の派遣を要請する。

また、県や他の市町村に応援を要請する。

イ 医療班の構成は、医師1人、看護師（准看護師を含む）3人、事務担当者1人及び運転手1人の計6人を基準とする。DMATの構成は、医師1人、看護師2人及び業務調整員1人の計4人を基準とし、災害の状況や内容に応じて保健師や助産師の活用も図る。DPATの構成は、精神科医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、（臨床）心理士、業務調整員（ロジスティックス）等の5人体制を基本とする。

##### (4) 医療班等の編成

医療班等の編成基準は次のとおりとする。なお、助産は原則として産科医を構成員とする。

班名	構成機関	構成人員	備考
医療救護班	健康推進班 南部地区医師会 市内医療関係機関 保健所	医師 1人 保健師、看護師 3人 (准看護師含む。) 事務職員 1人 運転手 1人	必要により運転士等助手1人
助産救護班	県立病院 日本赤十字社 国立病院機構等 他市町村	医師 1人 助産師 2人 事務員 1人 運転手 1人	
乳幼児救護班	南部地区医師会 健康推進班 子育て支援班	保健師 1人 保育士 2人 看護師 1人 事務員 1人 運転手 1人	原則6人を基準

※人員数については、災害の規模により増減することができる。

## (5) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 処置（手術その他の治療及び施術）
- ウ 看護
- エ 移送
- オ 病院又は診療所への収容
- カ 薬剤又は治療材料の支給

## (6) 医療の費用

医療救護のため支出する費用は、医療班等による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は社会保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協議によるものとする。

## (7) 医療救護所の設置

現地における応急的医療施設その他医療機関を医療救護所として利用し、トリアージ及び応急手当を行う。

## (8) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者又は医療班による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所及び次に掲げる委託医療機関において救護を行うものとする。

- ア 災害救助法適用市町村の区域内の病院又は診療所における入院治療施設
- イ アの区域に隣接する市町村の区域内の病院の入院治療施設

## (9) 救急搬送

傷病者の搬送は、原則として市及び消防機関の救急車両等により行う。県は、道路の不通や離島等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、市及び医療機関等からの要請に基づいて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

**2 助産体制**

## (1) 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合、知事が実施するものとする。

## (2) 助産の方法

## ア 医療班等による助産

(ア) 助産は原則として産科医を構成員とする医療班等が当たるものとする。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うこともさしつかえないものとする。

(イ) 医療班等の編成派遣、構成及び救護所の設置については、上記1項の「医療救護の実施」の場合と同様である。

## イ 委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は次に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

- (ア) 災害救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所
- (イ) (ア)の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

## (3) 医療、助産の費用及び期間

区分	費用	実施期間
医療	ア 医療班による場合 薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費の実費 イ 一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ウ 施術者による場合 協議による額以内	災害発生の日から14日以内
助産	ア 医療班による場合 使用した衛生材料等の実費 イ 助産師による場合 慣行料金の80%以内	分娩した日から7日以内

## (4) 救護所の設置

設置区分	設置基準
救護所	診療所、その他医療機関を事前協議の上、救護所として利用設置するものとする。
臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、本部長（市長）の指示により避難場所・避難所（学校・公民館等）のり災者の収容施設、り災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所を臨時に設置するものとする。

## 第2款 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

## 1 集団的に発生する傷病者に対する救急医療体制

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

## (1) 救急医療の対象と範囲

項目	内容
対象災害	ア 暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象 イ 大規模な火事・爆発・放射性物質等の大量放出 ウ 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故 エ その他災害対策基本法に規定する災害及びこれに準ずる災害又は事故
規模	ア 上記アの災害等で、傷病者がおおむね50人以上に及ぶ場合
範囲	ア 傷病発生と同時に現場で行う応急措置 イ 初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療 ウ 現場において死に至った場合の遺体の検案洗浄、縫合等の措置



## (2) 救急医療体制の確立

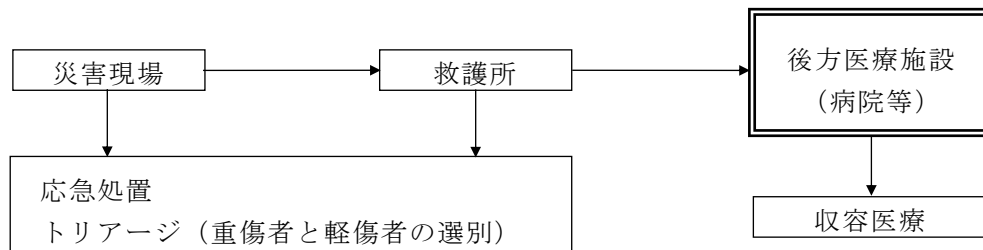
市は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう相互間における連絡、協力に万全を期するとともに、その活動体制について確立を図るものとする。

また、県、市及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努めるものとする。

なお、各機関・団体における業務内容は、関係法令及び防災計画によるもののほか次のとおりとする。

機 関	業 務 内 容
県	ア 救急医療についての総合調整 イ 救急医療についての現地救急医療対策本部の設置 ウ 日本赤十字社沖縄支部に対する出動要請 エ 県医師会に対する出動要請 オ 国・国立病院機構、公立の医療施設に対する救護班、災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣要請 カ 県薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の出動要請 キ （公社）沖縄県看護協会看護救護班の出動要請 ク 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の出動要請 ケ 医療材料の整備
市	ア 現地における応急的医療施設の設置及び管理 イ 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整 ウ 豊見城市赤十字奉仕団団長に対する出動要請 エ 南部地区医師会に対する出動要請 オ 県との連携により、こころのケア対策の実施
警察	ア 傷病者の救出及び災害現場の警戒並びに各機関の調整 イ 交通の規制 ウ 傷病者等の住所・氏名等の確認
第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）	ア 海上における傷病者の救出・搬送 イ 琉球水難救済会に対する連絡及び協力要請 ウ 海上における傷病者等の住所・氏名等の確認
国・国立病院機構、公、私立等の医療施設	ア 医療の実施 イ 傷病者に対する看護
自衛隊	ア 傷病者の救出及び搬送の支援 イ 救助物資の輸送支援
日本赤十字社沖縄県支部	ア 医療の実施 イ 傷病者に対する看護 ウ 救助物資の給与
県医師会	ア 医療施設の確保 イ 医師会所属の医療班に対する出動要請
県薬剤師会	医療品等の供給及び薬剤師の派遣
企業体等	ア 現地における応急的医療施設の設置及び管理 イ 傷病者等の住所・氏名等の確認
N T T西日本沖縄支店	臨時電話の設置
沖縄電力株式会社	電源の確保

## (3) 医療救護の流れ



## (4) 現地事故対策本部の設置

ア 救急医療を実施するために、現場に現地事故対策本部を設置するものとする。この場合、救急医療対策に従事する各機関、団体及び企業体等は現地事故対策本部にそれぞれの班として所属するものとし、それぞれの業務に従事するものとする。

イ 現地事故対策本部長は、知事が県の職員のうちから任命するものとし、班長はそれぞれの機関、団体及び企業体等の長が任命するものとする。

## (5) 災害発生時の通報連絡

ア 企業体等における災害発生時の責任者又は災害の発見者は、直ちにその旨を市長又は警察若しくは第十一管区海上保安本部に通報するものとする。

イ 通報を受けた警察又は第十一管区海上保安本部は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

ウ 通報を受けた市長は、その旨を県南部土木事務所及び南部地区医師会へ通報連絡するものとする。

エ 通報連絡を受けた県南部土木事務所は、その旨を知事へ報告するものとし、知事は、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会等へ連絡するものとする。

オ 連絡を受けた南部地区医師会は、速やかに関係医療施設へ連絡するものとする。

カ 通報を受けた海上保安官は、琉球水難救済会及び関係漁業協同組合へ通報連絡するものとする。

キ 通報の内容は次のとおりである。

- (ア) 事故等発生（発見）の日時
- (イ) 事故等発生（発見）の場所
- (ウ) 事故等発生（発見）の状況
- (エ) その他参考事項

## 資料9-2 災害時医療救急連絡体制

## (6) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。なお、搬送に必要な車両等の確保は「第15節 交通輸送計画」によるものとする。

## (7) 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、市及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、又は学校・公民館等の収容可能な施設の確保を図るものとする。この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長及び南部地区医師会長において十分配慮するものとする。

## (8) 費用の範囲と負担区分

項 目	内 容
費用の範囲	出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費
費用の負担区分	<p>ア 傷病事故の発生原因が自然災害の場合は、市が負担する。</p> <p>イ 公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、災害発生の責任を負う企業体が負担する。</p> <p>ウ 人為的あるいは自然災害ともとられるもので、災害発生の責任所在が不明なものによる場合で、かつ災害救助法の適用がない場合には、第一次的責任を有する市が負担する。</p> <p>エ 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。</p>
費用額	医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則（昭和47年規則第19号）に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額。

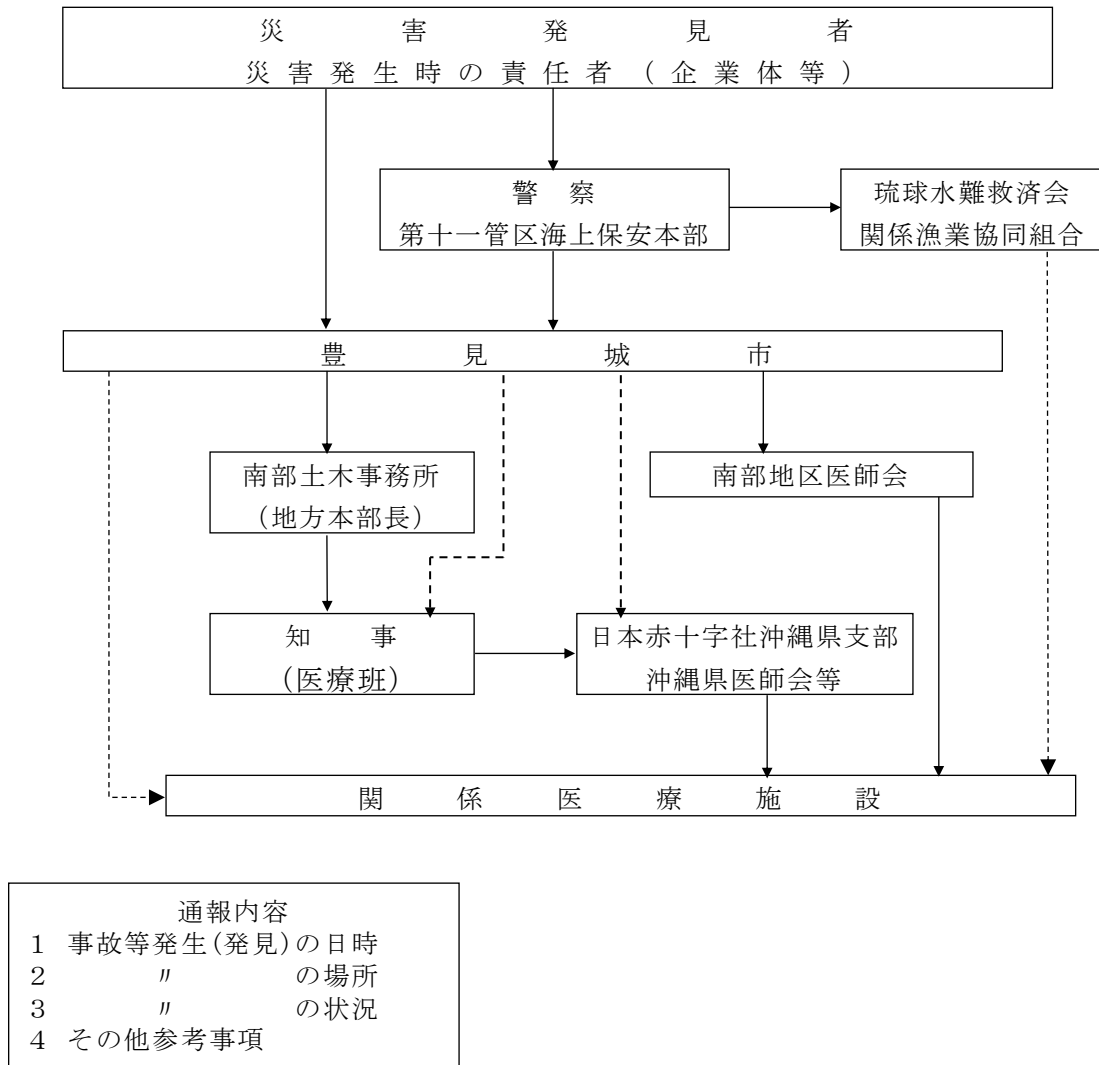
## (9) 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害救助法の規定及びこれらに応じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

## (10) こころのケア

大規模な災害において大多数の被災者が精神的ダメージを受け、市内におけるこころのケアが必要となることが予測されることから、市は県と連携を図りながら市民健康対策部による救護活動を実施するものとする。

(4) 災害発生時の通報連絡系統



資料9-1 南部地区医師会救急時連絡網

資料9-2 災害時医療救急連絡体制

## 第15節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、以下によるものとする。

### 1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

#### (1) 交通の規制

実施区分		規制種別	根拠法
陸上	道路管理者	危険箇所	道路法に基づく規制「道路法第46条」 災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。
	県公安委員会	危険箇所	道路交通法に基づく規制「道路交通法第4条」 災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
		緊急輸送	災害対策基本法に基づく規制「災害対策基本法第76条」 県公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。
海上	海上保安本部	特定港内及び危険箇所	港則法等に基づく範囲「港則法第37条等」 ア 船舶交通安全のため必要があると認めるとき。 イ 海難の発生、その他の事情により特定港内において、船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要なとき。 ウ 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況からやむを得ないと認めるとき。

#### (2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、第2編 第2章 第32節「公共土木施設応急対策計画」の定めるところによるものとする。

(3) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ア 災害の範囲が広域にわたり、車両の確保配分について調整を必要とする場合
- イ 輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合
- ウ 公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

(4) 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成23年3月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における重要道路（第1次緊急輸送道路）は、資料編のとおりである。

なお、緊急交通路は、沖縄自動車道（許田IC～那覇IC）那覇空港自動車道（名嘉地IC～西原JCT）の2路線である。

**資料8-1 沖縄県緊急輸送道路**

**2 交通の規制**

(1) 実施責任者・規制の種別

災害時における交通の規制、緊急輸送等は各範囲の責任者とし、相互協力を図りながら被災者、応急対策要員及び応急対策物資の緊急輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、市長が行う。

(2) 危険箇所における規制

県、市又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制（災害対策基本法第76条）

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

実施機関	措 置 内 容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。
県公安委員会の措置 (制限の必要を認めるとき)	(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、または制限の対象、区間及び期間を記載した様式による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。 (イ) 上記に通行禁止、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。 (ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の

	指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
--	-----------------------------------

## (4) 緊急通行車両の事前届出

大規模災害時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から緊急通行車両であることの確認申請が殺到しその事務等が困難を極め、災害応急対策に支障を来たすことが懸念される。このことから、災害時に使用する車両については事前に県公安委員会に届け出て、その活動に支障のないよう万全を期しておくものとする。

担当事務局	届出	
豊見城市総務部総務課 電話 850-8165	県公安委員会	電話 862-0110
	豊見城警察署	電話 850-0110

## 緊急通行車両事前届出済車両

No.	交付番号	車両番号	担当課（用途・車種）
1	既交付	沖縄 300 ね 63-16	秘書広報課（市長車・プリウス）
2	3348	沖縄 300 ひ 17-02	総務課（防災車・ランドクルーザープラド）
3	3349	沖縄 580 め 77-69	財政課（災害復旧パトロール車・ジムニー）
4	3350	沖縄 800 す 55-43	道路課（災害復旧パトロール車・トヨエース）
5	3351	沖縄 400 つ 27-70	財政課（福祉バス・キャラバン）
6	3352	沖縄 400 て 10-36	財政課（福祉バス・キャラバン）
7	既交付	沖縄 200 は 50	学校教育課（人員輸送バス・ローザ）
8	既交付	沖縄 200 さ 2-60	学校教育課（人員輸送バス・ローザ）

## (5) 緊急通行車両の標章及び証明書

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

## ア 使用者の申し出

緊急輸送に車両を使用しようとする者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

## イ 証明書等の交付

知事又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、確認のための審査を省略する。

## 資料 8-2 車両通行止・緊急車両標章及び証明書

## (6) 標章の提示

(5)のイにより、交付を受けた標章は、当該車両の見やすい箇所に提示するものとする。

## (7) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させるものとする。

## (8) 車両の運転者の責務

災害対策基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ 警察官の指示を受けたときは、それに従う。

## (9) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

## ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等警察官がその場に行かない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

## ウ 道路管理者の措置

市は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより災害応急対策の実施に著しい支障のおそれがあると認められるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する等の措置をとることができる。



### 3 緊急輸送

この計画は、災害時における被災者の避難その他応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材の輸送等を確実にを行うためのものである。

#### (1) 緊急輸送対象

段階	対 象 内 容
第1段階	ア 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア 上記第1段階の続行 イ 食料及び水等の生命維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	ア 上記第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

#### (2) 輸送の方法

ア 輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

(ア) 道路輸送

(イ) 海上輸送

(ウ) 空中輸送

(エ) 人力による輸送

イ 輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講じるものとする。

#### (3) 道路輸送

ア 市有車両の確保

災害輸送のため市有車両の確保は、次の方法により行う。

(ア) 市有車両の掌握管理は、財政管財班において行うものとする。市有車両の保有状況は、資料編によるものとする。

(イ) 各班長は、車両を必要とするときは、財政管財班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

① 輸送日時及び輸送区間

② 輸送対象の人数、品名及び数量

③ その他必要な事項

(ウ) 財政管財班長は、各班長から要請があった場合は車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮のうえ、使用車両を決定し、要請した班へ通知するものとする。

**資料 8-3 市所有車両状況一  
覧**

イ 民間車両による輸送

(ア) 県及び市における措置

市有輸送力のみによっては、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、沖縄総合事務局運輸部に民間車両のあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

なお、要請に際しては、下記の事項及び必要車両を明示するものとする。

- ① 輸送日時及び輸送区間
- ② 輸送対象の人数、品名及び数量
- ③ その他必要な事項

ウ 緊急通行車両の標章及び証明書

市長は、緊急輸送に車両を使用するときは、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

エ 費用の基準

(ア) 輸送業者による輸送又は車両の借上げ料は、通常の実費とする。

(イ) 官公署その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度を負担するものとする。

オ 燃料の確保

県又は市が車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

**資料 16-42 災害救助法様式 22 輸送記録簿**

(4) 海上輸送

市は、災害の発生により陸上輸送が困難な場合又は海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げて輸送を実施するものとする。特に緊急の場合における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるものとする。

ア 県有船舶による輸送

県有船舶による輸送を必要とするときは、次の事項を明らかにした文書により、県に対して要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする期間
- (ウ) 応援を必要とする船舶数
- (エ) 応援措置事項
- (オ) その他参考となるべき事項

イ 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

市長は、第十一管区海上保安本部所属船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し第2編 第2章 第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて、要請を依頼するものとする。

ウ 民間船舶による輸送

市長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

## (5) 空中輸送

## ア 空中輸送の実施及び要請等

市は、災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の要請を行うものとする。また、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、第2編 第2章 第6節「自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずるものとする。

## イ ヘリポートの整備

市は、空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑化を図るものとする。

臨時ヘリポートの確保については、第2編 第1章 第4節2款4(4)「臨時ヘリポート等の確保」に準ずるものとする。

**4 広域輸送拠点の確保**

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受け入れ、市町村に輸送するために、空港や港湾に近接する施設又は空地に広域輸送拠点を確保する。

市は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

救援物資の集積場所については、第2編 第2章 第19節3(1)「食料の集積（保管）場所及び輸送」に準ずるものとする。

## 第16節 治安警備計画

---

この計画は、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図ることを目的とする。

### 1 災害地における警察の役割

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

### 2 災害地における治安警備

- (1) 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本市に関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備計画並びに豊見城警察署災害警備計画によるものとする。
- (2) 市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは豊見城警察署長に連絡をとるものとし、両者が緊密に協力するものとする。
- (3) 市長が警察官の協力を求める場合は、原則として豊見城警察署長に対して行うものとする。
- (4) 市長が警察官の出動を求める場合は、豊見城警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。

## 第17節 災害救助法適用計画

災害救助法に基づく被災者の救助は、以下によるものとする。

### 1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合市長は知事の補助機関として実施するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が委任を受け、実施することができる。（災害救助法第13条）

（救助の種類）

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
(3) 被服寝具、その他生活必需品の給与
(4) 医療及び助産
(5) 被災者の救出
(6) 被災した住宅の応急修理
(7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
(8) 学用品の給与
(9) 埋葬
(10) 死体の捜索及び処理
(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、災害救助法の適用に至らない災害についての被害者の救助は、市防災計画に定めるところにより市長が実施するものとする。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から4号の規定による。本市における具体的適用は次のいずれか一つに該当する場合である。

#### 災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 80 世帯以上	第1項の1
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上、うち市 40 世帯以上	第1項の2
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上で、市が特に救助を要する場合	第1項の3
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項の3
(5) 多数の者が生命または身体に危害を受け若しくは受けるおそれが生じた場合	－ ※	第1項の4

（注）※印の場合は、知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

### 3 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等は、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、次のとおりみなし換算を行う。

	住家の被害状況	算定根拠
滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった家を含む）	3世帯

### 4 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の全壊	住家が滅失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもとする。
住家の半壊	住家の損壊、焼失が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊焼失部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の床より上に浸水したも及び全壊・半壊には該当しないが土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもとする。

### 5 災害救助法の適用要請

(1) 市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

ア	災害発生の日時及び場所
イ	災害の原因及び被害の状況
ウ	適用を要請する理由
エ	必要な救助の種類
オ	適用を必要とする期間
カ	既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
キ	その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。その後の処置に関しては、知事の指揮を受ける。

**6 災害救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準**

## (1) 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）別表第1に基づくものとし、災害救助法・方法及び期間（資料編）のとおりである。

## (2) 実費弁償の方法及び程度

実費弁償の方法及び程度は、災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）別表第2に基づくものとし、災害救助法・方法及び期間（資料編）のとおりである。

**資料 16-1 災害救助法・方法及び期間**

**資料 16-2 被害状況の判定基準**

**資料 16-28 災害救助法様式 7 避難所設置及び収容状況**

**資料 16-30 災害救助法様式 9 炊き出し給与状況**

**資料 16-31 災害救助法様式 10 飲料水の供給簿**

**資料 16-32 災害救助法様式 11 物資の給与状況**

**資料 16-34 災害救助法様式 13 病院診療所医療実施状況**

**資料 16-35 災害救助法様式 14 助産台帳**

**資料 16-36 災害救助法様式 15 被災者救出状況記録簿**

**資料 16-37 災害救助法様式 16 住宅応急修理記録簿**

**資料 16-38 災害救助法様式 18 学用品の給与状況**

**資料 16-39 災害救助法様式 19 埋葬台帳**

**資料 16-40 災害救助法様式 20 遺体処理台帳**

**資料 16-41 災害救助法様式 21 障害物除去の状況**

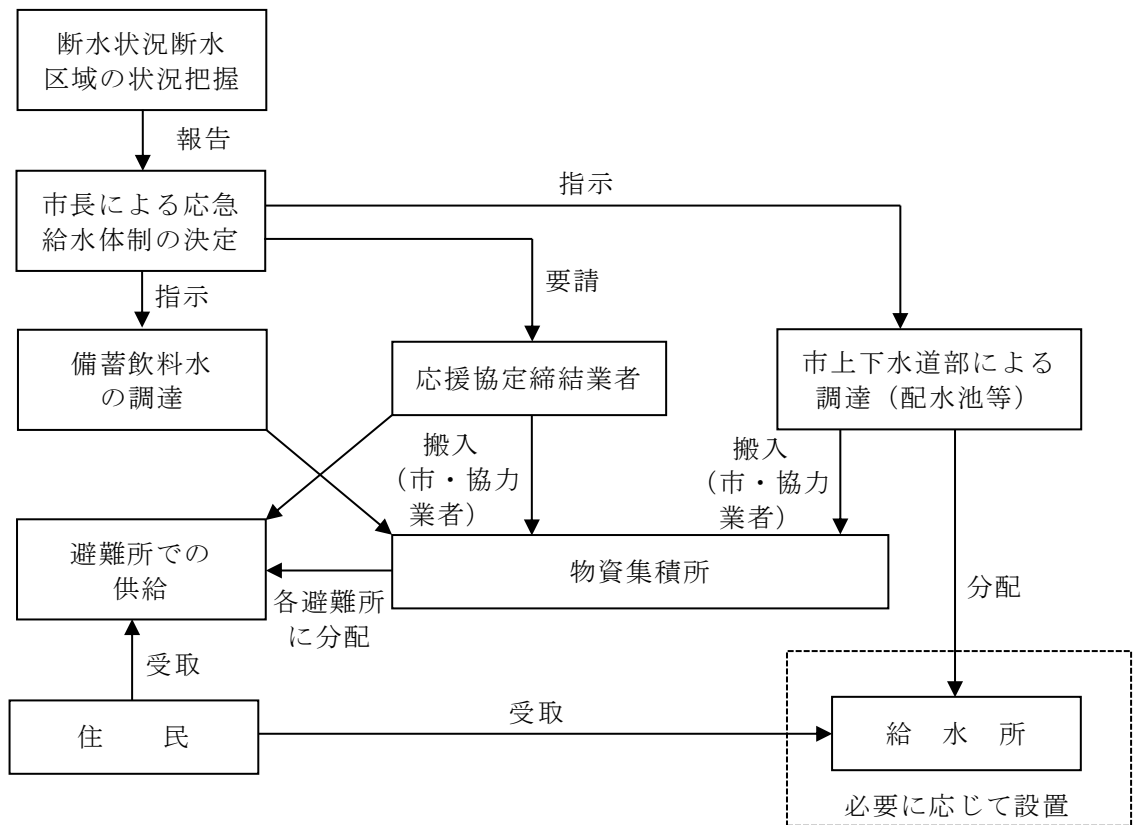
## 第18節 給水計画

この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対して、必要最小限な量の飲料水を供給するためのものである。

給水は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

災害救助法が適用されない場合であっても、市長が給水の必要を認めるときは、災害救助法の適用時に準じて市長が実施する。また、市で実施することが困難な場合は、県を通じて自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

〔 応急給水の流れ 〕



### 1 実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者への給水は、災害救助法が適用された場合、県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは、市が実施する。上下水道対策部が消防対策部の協力を得て担当する。



## 2 供給対象者

この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地域においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であってもよい。

反対に被災者であっても自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

## 3 供給の方法

- (1) 給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。
- (2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部署において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- (3) 給水の方法として、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等、現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

### ア ろ水器によるろ過給水

(ア) 給水能力、範囲等を考慮のうえ、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過した後、塩素剤による消毒を行うものとする。

(イ) ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

### イ 容器による搬送給水

(ア) 飲料水を、給水車等で搬送し給水する。

(イ) 状況に応じ、他の水道事業者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。

(ウ) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

## 4 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

## 5 給水用機械器具の状況

応急給水用機械の種別及び能力等は資料編に示す。

### 資料 16-4 応急給水用機械の種別及び能力等

## 6 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて豊見城市管工事組合との応援協定に基づく応援の要請を行うものとする。

### 資料 15 豊見城市災害時協定一覧

## 第19節 食料供給計画

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食品供給のための調整、炊き出し及び配給等の迅速確実を期するものである。

### 1 実施責任者

災害時における食料の供給は、災害救助法が適用された場合、知事又は知事から委任された市長が実施する。災害救助法が適用されない場合にあっても、市長が供給の必要を認めるときは市長が実施する。

調達福祉対策部が担当し、配給は、避難者、地域住民、自主防災組織の協力をもって行う。

### 2 食料の調達

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

資料 15 豊見城市災害時協定一覧

### 3 食料供給活動

#### (1) 食料の集積（保管）場所及び輸送

食料の集積（保管）場所は、長嶺中学校屋内運動場とし、配給に関する輸送は生涯学習対策部が行う。（（関連）物資集積場所：長嶺中学校屋内運動場 2編 2章 第20節 4「救援物資の受け入れ」）

#### (2) 食料の配給

配給する食料は、災害発生第1～2日目は、備蓄食料・弁当・パン等、第3日以降は、炊き出し又は弁当・パン等により行う。また、乳幼児に対しては粉ミルク等を配給する。

配給の際は、物品受払簿（別紙様式）を作成するものとする。

資料 16-43 物品受払簿

### 4 被災者に対する応急炊き出し及び食料品の給与

#### (1) 給与の方法

ア 炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。

ウ 炊き出しは、各避難所において避難所の運営を所掌する班、及び給食班が行い、必要に応じ婦人会及び自治会等の協力を得て行うものとする。

エ 炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、市長が行うものとする。

オ 炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設又は実習室等既存施設を利用するものとし、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

カ 炊き出し施設の選定は、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。

キ 炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

ク 食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

(2) 給与の種別、品目及び数量

ア 種別

(ア) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）

(イ) 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する。）

イ 給与品目及び数量

(ア) 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

(イ) 給与数量は、1人1日精米換算 300g 以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

5 要配慮者等に配慮した食料の給与

市は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の備蓄・給与に努めるものとする。

6 食料の需要の把握

給食班は、開設避難所と連絡を行い、食料の需要を把握する。

災害応急対策活動従事者の人数は総務総括班が調査する。

7 個人備蓄の推進

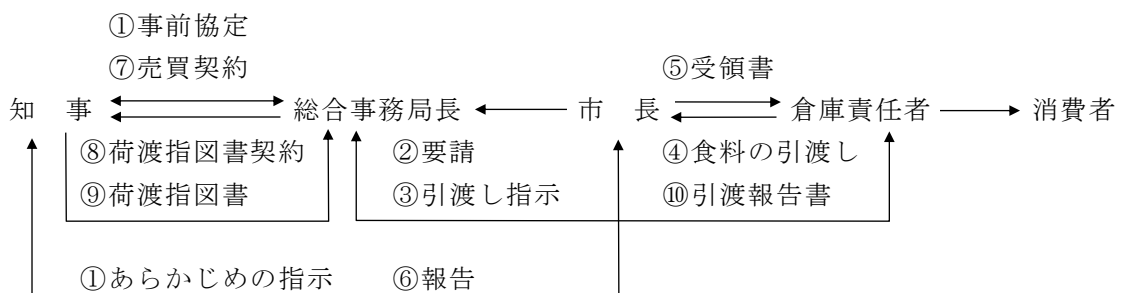
市は、住民にインスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日間程度、個人において準備しておくよう、広報していくものとする。

8 供給対象者

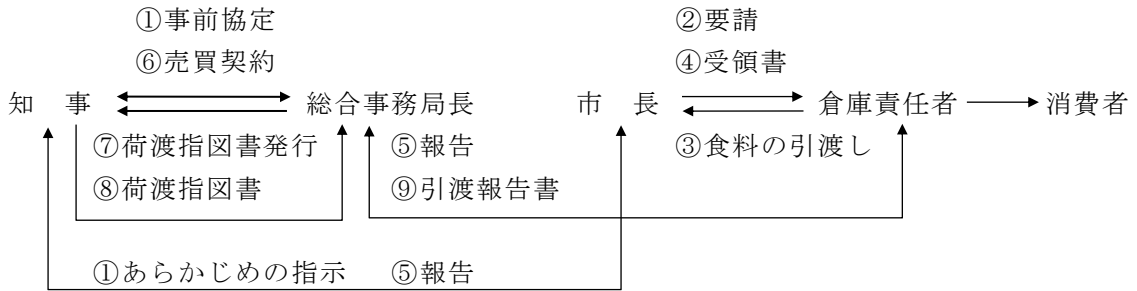
- (1) 避難指示等に基づき、避難所に收容された人
- (2) 住家が被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水）を受け、炊事が不可能な人
- (3) 住家が被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
- (4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- (5) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能な人
- (6) 災害応急対策活動従事者

災害救助用米穀（緊急食料）の引渡フローチャート

ア 市長から沖縄総合事務局長に対して緊急の引渡しを要請する場合



イ 市から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合  
 （総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合）



## 第20節 生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、以下によるものとする。

### 1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

災害救助法が適用されない場合にあっても、市長が必要と認めるときは、市長が実施する。

なお、物資の調達は、福祉対策部が担当し、配給は避難者、地域住民、自主防災組織の協力をもって行う。

### 2 給与又は貸与の方法

被服、寝具その他生活必需品物資は、当該物資等の配分計画をたて、被害別及び世帯の構成員数に応じ給与又は貸与するものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

区分	給与・貸与の範囲
対象者	(1) 災害により住家に災害を受けた者。(住家の被害程度は全・半(焼)、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者。) (2) 船舶の遭難等により被害を受けた者。 (3) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具をそう失した者。 (4) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。
品目	給与及び貸与する物資等は、次に掲げる範囲内において現場をもって行う。 (1) 寝具……就寝に必要な最小限度の毛布等 (2) 衣類……上着、下着等 (3) 身廻り品……タオル、手拭い、靴、傘等 (4) 炊事道具……鍋、釜、包丁、食器類、コンロ等 (5) 日用品……石鹸、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨等 (6) 光熱材料……マッチ、ろうそく等 (7) その他……懐中電灯、ラジオ等
費用	被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯あたりの費用を算出する。(災害救助法に基づく)
期間	災害発生の日から10日以内とする。(ただし、市長が認めた場合期間延長あり)

### 3 物資の調達

- (1) 物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、市と物流業者による「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定」、「大規模な災害時における協力に関する協定」に基づき、食料品、生活用品、衣料品、医薬品、その他、市が指定する物資等を協定業者との密接な連絡により調達するものとし、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。
- (2) 県と物流業者による「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、食料品、生活用品、衣料品、その他、市が指定する物資等について供給要請を行うものとする。

#### 資料 15 豊見城市災害時協定一覧

### 4 救援物資の受け入れ

- (1) 物資の集積（保管）場所及び輸送

物資の集積（保管）場所は、長嶺中学校屋内運動場とし、配給に関する輸送は生涯学習対策部が行う。（（関連）食料集積場所：長嶺中学校屋内運動場 2編 2章 第19節3「食料供給活動」）

- (2) 救援物資の受け入れ

市は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

市で救援物資の受け入れができない場合は、県が市のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

- (3) 受け入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

- (4) 救援物資の受け入れ方法

県が救援物資を行う場合は、次のとおりとする。

ア 市町村のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。

イ 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。

ウ 広域輸送拠点での受け入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。

エ 市町村からの要請に基づき、トラック、ヘリコプター又は船舶等で輸送する。

### 5 個人備蓄の推進

市民に災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持出品として個人において準備しておくよう、広報していくものとする。

### 6 生活必需品物資等の給与及び貸与

給与・貸与の基準（災害救助法を基本とする。）

#### 資料 16-27 災害救助法様式 6 救助の種目別物資受払状況

## 第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容は、以下によるものとする。

### 1 感染症・保健衛生対策

#### (1) 実施責任者

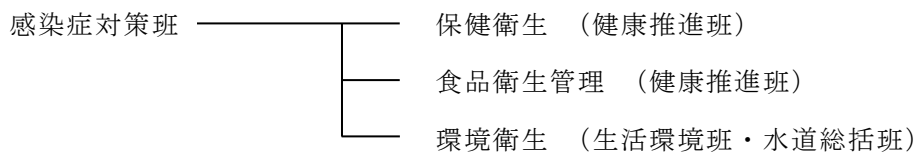
ア 市長は知事の指示に従って感染症対策上必要な措置を行うものとする。

イ 知事は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年号外法律114号）」（以下この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な処置を行うものとする。

#### (2) 感染症対策実施の組織

保健衛生対策は必要に応じて、次のとおり感染症対策班を編成し、災害地域が広範に及ぶときは、その都度即応体制をとるものとする。

#### 班の編成



#### (3) 感染症対策の指示

県は、災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実情に即した指導にあたらせるものとする。特に、被害激甚な市町村に対しては職員を派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導にあたらせるものとする。

また、県は感染病対策上必要と認めるときは、当該市町村に対し、その範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた市町村は速やかに指示事項を実施するものとする。

ア 法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示

イ 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示

ウ 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示

エ 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

## (4) 保健衛生

## 保健衛生の実施

実施事項	実施内容
臨時予防接種	予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。
避難所の感染症対策措置	避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。 (感染症対策指導の重点事項) ア 疫学調査 イ 清潔の保持及び消毒の実施 ウ 集団給食 エ 飲料水の管理 オ 健康診断 カ 生活の用に供される水の管理
良好な衛生状態の保持	被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者（高齢者、障がい者等の要配慮も含む）のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）や関係機関との調整を行うものとする。

## (5) 食品衛生監視

市は、災害時の状況に応じて必要と判断したときは、県に対し食品衛生監視班の編成と被災地における食品衛生監視活動を要請するものとする。

## (6) 環境衛生

市は、環境衛生について次のとおり実施する。

また、床上浸水等の被害にあった建物においては、消毒方法を周知したうえで被災世帯に消毒薬剤等を配布し、各自で清潔を保つよう指導を行い、環境衛生の維持を図る。

実施事項	実施内容
清潔方法	感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、感染症予防のための衛生的処理（清潔方法）を実施させるものとする。この場合、市の行う清潔方法は管内における道路、溝渠、公園等公共の場所の清潔を保つものとする。 なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。
消毒方法	法施行規則第14条に定めるところにより行うものとする。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	法施行規則第15条によるものとする。
生活の用に供される水の供給	法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。



## 2 清掃対策

### (1) 清掃

被災地におけるごみの収集及びし尿の収集処分等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。災害地における被災地帯の清掃の計画、実施については清掃班を組織し、市長が行う。

ただし被害が甚大のため市において実施できないときは、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

#### ア ごみの収集処理の方法

実施事項	実施内容
収集方法	(ア) ごみの収集は、被災地及び避難所に市の車両を配車して速やかに行う。 なお、災害が広範囲にわたり市の車両のみでは収集できない場合は、委託業者車両及び許可業者車両を借上げて収集する。 (イ) ごみの集積地は、地域自治会長と協議して定める。 (ウ) 市が委託する委託業者等の車両は、資料編のとおりである。 <b>資料 11 ごみ及びし尿処理に関する資料</b>
処理方法	ごみの処理は、原則として市の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

#### イ し尿の収集処理の方法

実施事項	実施内容
収集方法	市は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。 なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。
処理方法	し尿の処理は、糸豊清掃施設組合し尿処理施設において処理する。また、糸豊清掃施設組合し尿処理施設で処理できない場合は、近隣市町村に処理を依頼する。
仮設トイレ等のし尿処理	(ア) 市は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。 (イ) 仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

#### ウ 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、市が調達するものとする。

### 3 動物の保護収容対策

#### (1) 犬等及び特定動物（危険動物）

##### ア 実施者及び収容・管理

実施区分	実施者	実施内容
犬及び負傷動物対策	県（動物愛護管理センター等）及び市	災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。
特定動物（危険動物）対策	県（動物愛護管理センター等） （協力機関：市、関係機関）	県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班設置を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合、県の活動とともに本市における警察及び民間団体に対し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。

##### イ 保護・収容動物の公示

県は、保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。

##### ウ 動物の処分

区分	実施者	実施内容
所有者不明犬等	県（動物愛護管理センター等）	県は、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。
危険動物		県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対する必要な協力を求めるものとする。

#### (2) ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び市は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

##### ア 動物救済本部の設置

(ア) 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

(イ) 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

##### イ 避難所での取扱い

市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

## 第22節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者及び生死不明者）の搜索を行い、遺体処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

### 1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索並びに遺体処理及び埋葬等の措置は、市が行う。

なお、災害救助法が適用された場合、県が実施する。

また、行方不明者の搜索は、消防対策部が警察、自衛隊及び第十一管区海上保安本部と協力して担当し、遺体処理及び埋葬等は生活環境班が担当する。

### 2 行方不明者の搜索

#### (1) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速かつ的確に行うため必要に応じ、消防対策部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防部員を中心に各部員をもって編成する。

#### (2) 搜索の方法

搜索に当たっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

#### (3) 行方不明者リスト

市民班は行方不明相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について別紙様式（行方不明者届出票）を作成する。

その際、避難者名簿等と照合し、なお不明なものについては、捜査名簿を作成し、消防対策部に送付するものとする。

資料 16-18 行方不明者届出票

資料 16-19 要搜索者名簿

### 3 行方不明者発見後の収容及び処理

#### (1) 負傷者の収容

搜索隊が負傷者及び病人等救護を要するものを発見したとき、又は警察、自衛隊及び第十一管区海上保安本部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

#### (2) 遺体の収容

搜索隊が発見した遺体は、速やかに警察の検死及び医師の検案を受け、又は警察等より遺体の引渡しを受けたときは直ちに、公民館及び学校等適当な遺体収容所又は市と葬祭業者による「大規模な災害時における協力に関する協定」に基づき協力を得られた葬祭業者の施設に収容するものとする。その際、安置班は遺体調書（別紙様式）を作成するものとする。

多数遺体収容指定場所：豊見城市立中央公民館交流広場

資料 15 豊見城市災害時協定一  
覧

資料 16-20 遺体調書

#### (3) 医療機関との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関等との連絡をあらかじめとっておくものとする。

#### 4 遺体の処理

- (1) 発見された遺体については、死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則）及び海上保安庁死体取扱規則（昭和 45 年）の規定により、警察官及び海上保安官は所要の本籍等不明死体調査書を作成ののち、遺族又は市長に引渡すものとし、市はその後において必要に応じて遺体の処理を行うものとする。
- (2) 遺体処理は次のとおり実施するものとする。
  - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理  
遺体の識別のため処理として行うものとする。
  - イ 遺体の一時保存  
遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用または公民館、学校等の施設に仮設）に集めて埋葬の処理をとるまで保存する。
  - ウ 検案  
遺体について死因、その他について医学的検査をする。
  - エ 遺体の処理は埋葬の実施と一致することを原則とする。

#### 5 遺体の安置

- ア 納棺、仮葬祭用品等の確保  
生活環境班は市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
- イ 遺体の調書及び遺体台帳等の作成  
市民班は、死体検分調書等を引き継いだ遺体について「遺体調書」及び「遺体処理台帳」（資料編）作成するとともに、棺に名前等を添付する。
- ウ 遺体の引き渡しの方法  
遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、「遺体調書」「遺体処理台帳」により整理のうえ、引き渡すものとする。

資料 15 豊見城市災害時協定一覧

資料 16-20 遺体調書

資料 16-21 災害遺体送付票等

資料 16-40 災害救助法様式 20 遺体処理台帳

#### 6 遺体の埋葬、火葬

埋葬又は火葬は市長が実施し、それに要する経費を県が負担する。  
納骨は遺族が行うが遺族のない者については、市が実施する。

### 7 行方不明者の捜索などの費用及び期間等

被災者の捜索や遺体の処理等についての費用及び期間は次のとおりである。

ただし、災害救助法が適用された場合は、第17節「災害救助法適用計画」に基づくものとする。

#### 行方不明者の捜索などの費用・期間等

《災害に遭った者の救出》

条件別	基準内容
対象者	災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
費用	船艇、その他救出のための機械、器具等の賃貸料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常費用とする。
期間	災害発生の日からおおむね3日以内とする。

《死体の捜索》

条件別	基準内容
対象者	災害のため現に行方不明な状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
費用	捜索における船艇、その他捜索のための機械、器具等の賃貸料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常費用とする。
期間	災害発生の日からおおむね10日以内とする。

## 第23節 障害物の除去・震災廃棄物処理計画

この計画は、災害のため住居又はその周辺に運ばれた、土石、竹木等の障害物が日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これの除去に関するものである。

### 1 実施責任者

災害時における障害物の除去は、災害救助法が適用された場合は、県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市長が知事の委任を受けて実施することができる。

また、災害救助法が適用されない場合にあっても、市長が実施の必要を認めたときは、市長が実施する。

- (1) 住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は市長が行う。担当は市民健康対策部とする。
- (2) 障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

資料16-41 災害救助法様式21 障害物除去の状況

### 2 障害物の除去

- (1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を災害救助法に基づき実施する。

#### ア 対象者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

#### イ 除去の方法

市は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

- (2) 倒壊住宅

市は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

- (3) 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

- (4) 水路障害物

水路管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

### 3 震災廃棄物の処理

- (1) 震災廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時に排出される多量の一般廃棄物を速やか処理するため、国が策定した「震災廃棄物対策指針（平成26年3月）」又はこれに基づきあらかじめ策定した震災廃棄物処理計画を踏まえて処理体制を速やかに確保する。

県は、廃棄物処理が市のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

## (2) 仮置場、最終処分地の確保

市内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、県及び環境省の支援を受けて確保する。

## (3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

## (4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

**4 障害物の集積場所**

障害物の集積場所は、しおさい公園を利用するものとする。

**5 除去の対象、費用及び期間**

条件別	内 容
対 象	住家が半壊及び床上浸水（土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった場合を含む）した世帯とする。
費 用	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃貸料、輸送費及び労務費とする。
期 間	災害発生の日から 10 日以内とする。



## 第24節 住宅応急対策計画

市は、被災者に対する応急仮設住宅の設置、被害住宅の応急処置の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図るものとする。

### 1 応急仮設住宅の設置等

#### (1) 実施者

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

災害救助法が適用されない場合にあっても、市長が設置の必要を認めるときは、当該法の適用に準じて市長が行い、担当は都市計画対策部とする。

#### (2) 設置の場所

応急仮設住宅の設置場所は、原則として市有地とし、やむを得ない場合に限り、私有地を借り上げるものとする。

設置場所：豊見城市総合運動公園多目的広場

#### (3) 対象者

応急仮設受託の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

#### (4) 設置の方法

応急仮設住宅の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

#### (5) 設置戸数、規模、費用等

##### ア 戸数

応急仮設住宅の設置数は、住家が全壊（焼）又は流失した世帯数の3割の範囲内とする。

ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。

##### イ 規模

応急仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準とする。構造は、一戸建、長屋建、又はアパート式建築のいずれでも差し支えない。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

##### ウ 費用

応急仮設住宅建設の費用は、整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員等雇上賃、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めて1戸当たり平均2,660,000円以内とする。

##### エ 期間

応急仮設住宅の建築工事に着手する時期は、災害発生の日から20日以内とし、当該住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第4項による期限内（最高2年以内）とする。

資料16-1 災害救助法・方法及び期間

資料16-29 災害救助法様式8 応急仮設住宅台帳

## (6) 要配慮者に配慮した仮設住宅

市は、高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を、仮設住宅として設置できる。

## (7) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

## (8) 賃貸住宅の借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

## (9) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

## 2 住宅の応急修理

## (1) 実施者

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が実施する。

災害救助法が適用されない場合で、市長が修理の必要を認めるときは、市長が実施し、担当は都市計画対策部とする。

## (2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

## (3) 修理の方法

ア 住宅の応急修理は、県（権限を委任された場合は市）が直接又は建設事業者等に請負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

イ 応急修理は居室、炊事場及び便所等のような、生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とする。

### 資料16-37 災害救助法様式16 住宅応急修理記録簿

## (4) 修理の戸数、費用及び期間

## ア 戸数

応急修理の対象数は半壊（焼）した世帯の数の原則として3割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶものとする。

## イ 費用

修理のため支出できる費用の限度は、1戸当たり576,000円以内（修理用の原材料費、労務費、材料等の輸送費及び工事事務費等一切の経費を含む。）

## ウ 期間

住宅の応急修理は災害発生の日から1ヵ月以内とする。

#### エ 住家の被災調査

市は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、「全壊」「大規模半壊」「半壊」及び「一部破損」の区分で判定を行う。

県は、市町村の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

### 3 建物の解体、撤去

市は、被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して市民に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、市長が必要と認めた場合において実施する。

### 4 公営住宅の活用

市は、県と連携して、市営住宅及び県営住宅の空家状況の把握に努めるとともに、それぞれ、入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

### 5 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されるように努める。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する市から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

〈被災者台帳の内容〉

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

カ 援護の実施の状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事項

ク 上記に掲げられるもののほか、内閣府令で定める事項

## 第25節 二次災害の防止計画

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうかの応急的な判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

そこで、あらかじめ登録された応急危険度判定士の派遣を県に要請し、応急危険度判定士による技術的な危険度判定により、余震等による倒壊・落下物に伴う二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るものとする。

### 1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市長が実施する。知事は、市町村に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

### 2 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

### 3 被災宅地の危険度判定

市は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市町村の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示（緊急）等の必要な措置をとる。

### 4 降雨等による水害・土砂災害の防止

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

### 5 高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市町村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

## 第26節 教育対策計画

この計画は、文教施設又は児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

### 1 実施者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、次のとおりとする。

#### (1) 市

ア 市立小・中学校その他の文教施設の災害復旧は市長が行う。

イ 市立小・中学校の児童・生徒に対する応急教育は市教育委員会が行う。

なお、災害救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会は関係機関の協力を求め適切な措置をとるものとする。

ウ 災害救助法による教科書、教材及び学用品支給については知事の補助機関として、市長が行う。

#### (2) 県

ア 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、知事が行うものとする。

イ 県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行うものとする。

#### (3) 私立学校

私立学校の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育は、学校設置者が行うものとする。

### 2 応急教育対策

災害時における応急教育はおおむね次の要領によるものとする。

#### (1) 休校措置

ア 大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長が市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

イ 休校措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を放送（各自治会放送、報道機関等）その他確実な方法により児童・生徒に周知させる。

ウ 休校措置が登校後に決定し、児童・生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行う。

エ 学校施設が災害によりその一部が損壊し、使用不能になった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所について応急措置又は補強を施し、学校教育に支障のない万全の措置を講じ休校をできる限り避ける。

#### (2) 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用するものとする。

ア 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用する。

なお、不足するときは二部授業等の方法による。

イ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。

なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。

エ 市教育委員会は、応急教育に当たって市内に適切な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行うものとする。

県教育委員会は上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

**(3) 教育職員の確保**

県教育委員会は、県教育事務所及び市教育委員会と連携し、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱を招かないよう教育職員の確保に努めるものとする。

**(4) 教科書、教材及び学用品の支給方法****ア 被災児童・生徒及び教科書の被害状況の調査報告**

市は、被災した児童・生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、市からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

**イ 支給****(ア) 災害救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給**

給与の対象となる児童・生徒の数は、被災者名簿について該当学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

(イ) 災害救助法適用世帯以外の児童・生徒に対しては、市又は本人の負担とする。

(5) 被災児童・生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。

(6) 災害に伴う被害程度によって授業ができないときは休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急教育の実施に努めるものとする。

**資料 16-38 災害救助法様式 18 学用品の給与状況****3 学校給食対策**

市教育委員会は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議のうえ、実施するものとする。

**4 社会教育施設等の対策**

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

**5 文化財対策**

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市指定の文化財は、市教育委員会に報告する。

(2) 市教育委員会は、被災文化財等について、文化庁及び県教育委員会と調査し、また必要に応じて市文化財調査審議委員等の専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

**6 こころのケア**

市は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

## 第27節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

### 1 石油類対策

責任者	実施内容
(1) 危険物施設の責任者	消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、次の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。 ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 イ タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
(2) 市の措置	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示（緊急）及び広報活動等を実施するものとする。
(3) 警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。
(4) 第十一管区海上保安本部等の措置	第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

※危険物取扱施設については、資料編による。

### 資料 12-5 危険物施設一覧

### 2 高圧ガス類対策

責任者	措置内容
(1) 高圧ガス保管施設責任者	高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、次の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。 ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退去させる。 ウ 充填容器等を安全な場所に移す。
(2) 市の措置	市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。



責任者	措置内容
	ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
(4) 警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。
(5) 第十一管区海上保安本部等の措置	第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

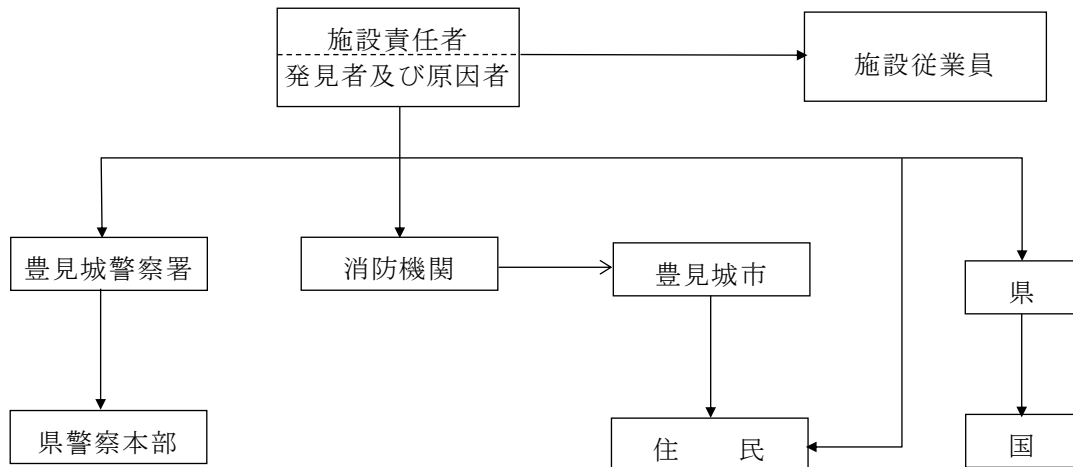
※高圧ガス施設[製造所(充填)]については、資料編による。

## 資料12-5 危険物施設一覧

## 3 火薬類

責任者	措置内容
(1) 火薬類保管施設責任者の役割	火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、次の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。 ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。 ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕がない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講じる。
(2) 市の措置	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。
(3) 県の保安措置	ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱うものに対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
(4) 警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。
(5) 第十一管区海上保安本部等の措置	第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

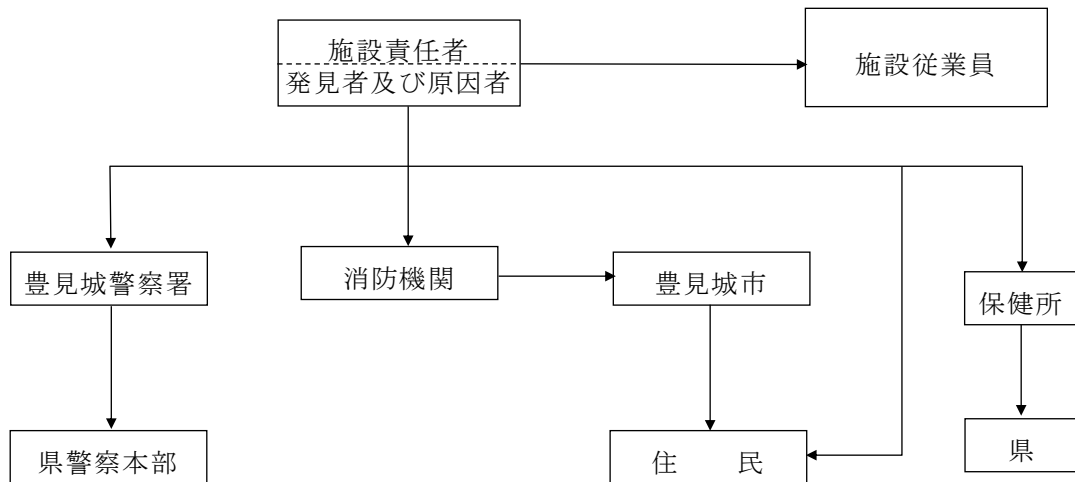
通報連絡系統図（石油類、高圧ガス類、火薬類）



4 毒物劇物

責任者	措置内容
(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割	毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。 ア タンク破壊等により漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。 イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
(2) 市の措置	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。
(3) 県の措置	県は、施設等の責任者に対し、危険防止のための応急措置を講じるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施及び広報活動等を実施するものとする。
(4) 警察の措置	警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。
(5) 第十一管区海上保安本部等の措置	第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

通報連絡系統図（毒物劇物）



## 第28節 在港船舶対策計画

市、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、豊見城警察署及び糸満漁業協同組合（与根支部・瀬長支部）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に密接な連携のもとに、以下の措置を講じるものとする。

### 1 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講じるものとする。

- (1) 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

### 2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、本章「第8節 避難計画」による。

## 第29節 労務供給計画

この計画は、災害応急措置対策実施のため、市職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するものである。

### 1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長が行う。

### 2 労務者の供給の方法

#### (1) 供給手続き

市長は、那覇公共職業安定所長に対し、次の事項を明示して、労務者の供給を依頼するものとする。

- ア 必要労務者数
- イ 就労場所
- ウ 作業内容
- エ 労務時間
- オ 賃金
- カ その他必要な事項

#### (2) 賃金の基準

賃金の基準は、豊見城市臨時職員の賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

#### (3) 賃金の支払方法は、その日払いとし、支給事務等は「豊見城市臨時職員の服務、給与等に関する規則（平成12年3月31日規則第7号）に準じて、各担当対策部の所属課が行う。

### 3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

市が実施する、災害救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、次のとおりとする。

#### (1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は次のとおりとする。

##### ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

##### イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

##### ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

## エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

## オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

次の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

- (ア) 被服、寝具、その他の生活必需品
- (イ) 学用品
- (ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料
- (エ) 医薬品、衛生材料

## カ 死体捜索賃金職員等

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

## キ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

## (2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記(1)のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

- (ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
- (イ) 賃金職員等の所要人員
- (ウ) 雇上げを要する期間
- (エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 県は申請を受け、その必要を認めたときは、厚生労働大臣にその旨申請し、承認を得て実行するものとする。

## 資料 16-1 災害救助法・方法及び期間

## 4 職員の派遣の要請及びあっせん

## (1) 職員の派遣の要請

- ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関に長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請するものとする。
- イ 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、他の市町村長に対し、当該市町村の職員の派遣を求めるものとする。
- ウ 市長は、上記ア・イによる職員の派遣の要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。

## (2) 職員の派遣のあっせん

- ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。
- イ 市長は、災害復旧のため必要があるときは、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。
- ウ 市長は、上記ア・イによる職員のあっせんを求める場合は、上記(1)のウの要請に準じた文書をもって行うものとする。

## 5 従事命令、協力命令

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、従事命令、協力命令を発するものとする。

## 〔従事命令等の種類と執行者〕

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市町村長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛官（市町村長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者水防団長 消防機関の長

## 〔命令対象者〕

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 土木、左官、とび職 オ 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 カ 地方鉄道業者及びその従業者 キ 軌道経営者及びその従業者 ク 自動車運送業者及びその従業者 ケ 船舶運送業者及びその従業者 コ 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

## (2) 損失に対する補償

市は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

## (3) 傷害等に対する補償

市は、従事命令（警察官又は海上保安官が災害対策基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、市は災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。



## 第30節 民間団体の活用計画

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図るものである。

### 1 実施責任者

民間団体に対する要請は、市長が行うものとする。

なお、市で処理できない場合は、隣接市町村に協力を求めて行うものとする。

また、大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは市において処理できない場合においては、市から民間団体の活用の要請を県に行うものとする。

### 2 協力要請団体

- (1) 各自治会
- (2) 女性団体
- (3) 青年団体
- (4) 各種団体

### 3 協力の要請

実施項目	内 容
要請事項の明記	(1) 協力を必要とする理由 (2) 作業の内容 (3) 期間 (4) 従事場所 (5) 所要人員数 (6) その他必要な事項
協力を要する作業内容	(1) 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕及び要配慮の避難支援 (2) 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕 (3) 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 (4) 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕 (5) 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 (6) その他危険の伴わない災害応急措置の応援

## 第31節 ボランティア受入計画

大規模な災害の発生時には、市の防災関係の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。このような場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を行うため関係諸団体との連携のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入体制を整備するものとする。

### 1 ボランティアの募集

県及び県社会福祉協議会に設置される沖縄県災害ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう市町村災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、市町村災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

### 2 ボランティアの受入れ

県及び市は、社会福祉協議会、日本赤十字社、地域のボランティア団体等と連携をとり、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護、障がい者及び外国人との会話力等ボランティア技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）は、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣により実施する。

### 3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

#### (1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

#### (2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- コ その他必要なボランティア活動

#### 4 ボランティアの活動支援

市、社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、次の対策について実施する。

##### (1) 主な支援内容・役割

市社会福祉協議会が設置するボランティア活動本部の役割（市庁舎等）	地区活動拠点の役割（市庁舎）
ア ボランティアの活動方針の検討 イ 全体の活動状況の把握 ウ ボランティアニーズの全体的把握 エ ボランティアコーディネーターの派遣調整 オ 各組織間の調整。特に行政との連絡調整 カ ボランティア活動支援金の募集、分配 キ 継続的活動支援	ア 避難所等のボランティア活動の統括 イ 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡） ウ 一般ボランティアへのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル） エ ボランティアの紹介 オ ボランティアニーズの把握とコーディネーション カ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

##### (2) 設備機器の提供

県及び市は、可能な限り、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

##### (3) 情報の提供

県及び市は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

##### (4) ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援に努める。

##### (5) ボランティアに対する支援物資の募集

県及び市は、ボランティアが必要としている支援物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

## 第32節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、以下によるものとする。

### 1 実施責任者

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、それぞれの施設の管理者が行うものとする。

### 2 施設の防護

#### (1) 道路施設

ア 市長は、管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を南部土木事務所長に報告するものとする。

- (ア) 被害の発生した日時及び場所
- (イ) 被害の内容及び程度
- (ウ) 迂回道路の有無

イ 市長は、自動車の運転者、地区の住民等が決壊崩土、橋りょう流失等の災害を発見した場合は、直ちに市長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

#### (2) 漁港施設

市長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、速やかに次の事項を南部土木事務所長等に報告するものとする。

- ア 被害の発生した日時及び場所
- イ 被害の内容及び程度
- ウ 泊地内での沈没船舶の有無

### 3 応急措置

#### (1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

#### (2) 漁港施設

漁港管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

### 4 応急工事

#### (1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

- (ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現状把握及び緊急時における動員方法
- (イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

## (2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

## ア 道路施設

## (ア) 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ① 排土作業又は盛土作業
- ② 仮舗装作業
- ③ 障害物の除去
- ④ 仮道、さん道、仮橋等の設備

## (イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

## イ 漁港施設

## (ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を実施するものとする。

## (イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

## (ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

## 第33節 ライフライン等施設応急対策計画

### 第1款 電力施設応急対策

災害時の電力供給のための応急対策は、以下によるものとする。

#### 1 実施方針

沖縄電力株式会社における応急対策の実施は、同社の定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

#### 2 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は、電力施設復旧の処理に当たって、大口需要家及び関係市町村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。

### 第2款 ガス施設応急対策

市域における災害時のガスの供給のための応急対策は、次によるものとする。

#### 1 実施方針

沖縄ガス株式会社における応急対策は、同社が定める防災計画により実施するものとする。

#### 2 関係機関との協力体制

被害地に対するガス供給を確保するための応急対策をとる場合、ガス供給事業者は、警察、消防をはじめ関係機関に十分連絡のうえ、これら諸機関の協力を求めるとともに、必要に応じて県災害対策本部等と協議して措置するものとする。

なお、漏洩事故における対策には、次の事項に重点をおいて処置するものとする。

- (1) 警察、消防機関等への通報
- (2) ガス漏れ応急処置
- (3) 火災及び消防警戒区域の設定に対する協力
- (4) 地域住民の避難、救出

### 第3款 液化石油ガス施設応急対策

液化石油ガス販売事業所は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

### 第4款 上水道施設応急対策

上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置及び雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

### 1 復旧の実施

#### (1) 取水・導水施設の復旧

送水管・配水管の被害は、給水活動に大きな支障を及ぼすことから、その復旧は最優先で行うものとする。

#### (2) 管路の復旧

管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所的重要度及び配水池・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行うものとする。

#### (3) 給水措置の復旧

##### ア 公道内の給水装置

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

##### イ 一般住宅等の給水装置

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所などは優先して実施する。

### 2 広域支援の要請

県は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、上下水道対策部は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

### 3 災害広報

応急復旧の公平性を確保するため、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地域ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

## 第5款 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

### 1 復旧の実施

(1) 処理場、ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

#### (2) 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

## 第6款 電気通信業務用電気通信設備応急対策

市域における災害時の電気通信確保のための応急対策は次のとおりとする。

電気通信関係機関は、県地域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

## 第34節 農林水産物応急対策計画

この計画は、災害時における農林水産関係の災害応急対策を行い、これら農林水産の経営を安定を図るためのものである。

### 1 農林水産物の対策

市は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督励に努めるほか、農業協同組合、糸満漁業協同組合、自治会長及び関係団体の相互協力のもと、対策を実施するものとする。

### 2 農産物応急対策

#### (1) 種苗対策

ア 災害により農産物のまき替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告するものとする。

イ 市長の要請を受けた農業協同組合各支店は、直ちに要請を取りまとめ、管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。

ウ 県は連合会等から種苗のあっせん依頼の要請があった場合、国及び中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

#### (2) 病虫害防除対策

##### ア 緊急防除対策

災害により病虫害が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県は県病虫害防除協議会に諮り、病虫害緊急防除対策を樹立し、市長に対し具体的な防除を指示するものとする。県からの指示により市長は市域の病虫害緊急防除対策を樹立し、農業協同組合、自治会、農業団体及び農家に対し具体的な防除を指示するものとする。

##### イ 緊急防除指導班の編成

市は、必要と認めるときは、緊急防除指導班（市農林水産課、農業協同組合、南部農業改良普及センター等）を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

### 3 家畜の応急対策

#### (1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、市においてあらかじめ計画しておくものとする。

#### (2) 家畜の防疫

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して県の指示に従い必要な防疫対策を実施する。

また、診断の必要な家畜については、県を通じて家畜診療所獣医師等の派遣を要請する。

災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして、市に届出を行うとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行うよう指示するものとする。



(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、各畜産関係組合等の要請に基づき、県又は農業協同組合に対し必要数量の確保及び供給についてあせんを要請するものとする。

**4 漁船漁具応急対策**

災害が予想されるときは、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法等についてあらかじめ糸満漁業協同組合（与根支部・瀬長支部）及び漁港関係者と協力し計画しておくものとする。

---

## 第35節 その他災害応急対策に必要な事項

---

災害時におけるその他災害応急対策に必要な事項については、以下によるものとする。

**1 証票**

(1) 市本部に従事する者

市本部に従事する者は、必要に応じてビブス（※）を着用し、身分証明書を携行する。

※ビブス：着衣の上に着るベスト状のもの

**2 市本部の看板**

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じて看板を掲示する。

## 第3章 災害復旧・復興計画（地震・津波編）

### 第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、以下によるものとする。

#### 1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

#### 2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧は、おおむね次の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、法令で別に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸 〃
- ウ 道路 〃
- エ 砂防 〃
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 漁港施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 公園災害復旧事業計画

##### (2) 水道施設復旧事業計画

##### (3) 農水産事業施設災害復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年号外法律169号)

- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

### 3 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置は十分に把握しておき、これからの特別措置等を勘案して迅速な復旧を図るものとする。

### 4 県及び市の措置

#### (1) 激甚災害特別援助法（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合において、県又は市において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

#### (2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、県及び市は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

#### (3) 災害復旧資金の確保措置

県及び市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

#### (4) 暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

#### (5) 復旧工事の代行

県は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けて市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施態勢等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うものとする。

#### 資料 16-22 災害救助法様式 1 災害報告

#### 資料 16-23 災害救助法様式 1 の 2 被害状況調査

#### 資料 16-24 災害救助法様式 1 の 3 救助日報

#### 資料 16-25 災害救助法様式 2 災害救助費概算額調

#### 資料 16-26 災害救助法様式 3 世帯別被害調査表

#### 資料 16-27 災害救助法様式 6 救助の種目別物資受払状況

#### 資料 16-28 災害救助法様式 7 避難所設置及び収容状況

#### 資料 16-29 災害救助法様式 8 応急仮設住宅台帳

#### 資料 16-30 災害救助法様式 9 炊き出し給与状況

#### 資料 16-31 災害救助法様式 10 飲料水の供給簿

#### 資料 16-32 災害救助法様式 11 物資の給与状況

#### 資料 16-33 災害救助法様式 12 救護班活動状況

#### 資料 16-34 災害救助法様式 13 病院診療所医療実施状況

#### 資料 16-35 災害救助法様式 14 助産台帳

#### 資料 16-36 災害救助法様式 15 被災者救出状況記録簿

#### 資料 16-37 災害救助法様式 16 住宅応急修理記録簿

#### 資料 16-38 災害救助法様式 18 学用品の給与状況

#### 資料 16-39 災害救助法様式 19 埋葬台帳

#### 資料 16-40 災害救助法様式 20 遺体処理台帳

#### 資料 16-41 災害救助法様式 21 障害物除去の状況

#### 資料 16-42 災害救助法様式 22 輸送記録簿

## 第2節 被災者生活への支援計画

市は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

### 第1款 災害相談

被災者が抱える相談や問い合わせに対しては、「住民サポートセンター」を開設してこれに総合的、横断的に対処するものとする。

#### 1 住民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、市では、市と民間機関による「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」に基づく相談業務のほか、国、県及びその他関係機関と連携して住民サポートセンターを開設するものとする。

開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

資料15 豊見城市災害時協定一覧

#### 2 相談内容

住民サポートセンターにおける相談内容（例）は、次のとおりである。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- (2) 倒壊家屋の解体・撤去
- (3) 各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
- (4) 罹災証明の発行手続き
- (5) 仮設住宅の入居
- (6) 立行政法人住宅金融支援機構関係（返済、支払方法等）
- (7) 事業再開の融資
- (8) 災害援護資金
- (9) 被災に伴う税金の減免措置
- (10) 借地・借家
- (11) 医療、保健（精神保健を含む）
- (12) 労働相談

#### 3 設置場所

住民サポートセンターは、市役所及び被災地の公共施設等に設置する。

#### 4 市相談窓口等の開設

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報及び支援・サービスを提供する。

## 第2款 応急危険度判定

### 1 被災建築物応急危険度判定士の確保

都市計画対策部は、次のとおり被害建物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。  
なお、県（建築指導班）は判定実施支援本部を設置し、市の支援を行う。

### 2 応急危険度判定士の確保方法

- (1) 県、他市町村へ派遣要請する。
- (2) 市内建築関係団体へ派遣要請する。
- (3) ボランティアの募集のための広報を行う。

### 3 被災建築物応急危険度判定実施本部（窓口）の設置

都市計画対策部は、多数の応急危険度判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために、判定実施本部（窓口）を設置する。

### 4 判定実施本部（窓口）の実施内容

- (1) 受入れ応急危険度判定士の名簿づくり
- (2) 担当区域の配分
- (3) 移動方法及び宿泊場所の設定
- (4) 判定基準の資料の準備
- (5) 立入禁止などを表示する用紙の準備
- (6) 判定統一のための打ち合わせの実施

### 5 被災建築物応急危険度判定の実施

#### (1) 判定作業の概要

ア 判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（（財）日本建築防災協会）に従って行う。

イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「注意」、緑「安全」）に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。

なお、判定の内容は次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

ウ 判定は目視にて行う。

#### (2) 判定後の措置

判定の結果、「危険」とされた建物は、立入禁止の措置をとる。

### 6 建物の解体、撤去

都市計画対策部は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物を優先して、住民に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、本部長（市長）が必要と認めた場合において道路班が行う。また、作業計画は、第2編 第2章 第23節「障害物の除去・震災廃棄物処理計画」との整合性を確保しながら行う。

### 第3款 罹災証明書の発行

地震・津波災害等により市内で住家、非住家又は動産が被災した者に対し、被災者支援を適切かつ円滑に実施する前提となる罹災証明書及び被害届出証明書を遅滞なく交付するため、「豊見城市罹災証明書、罹災届出書及び被災証明書交付要綱」の規定のほか、必要な業務の実施体制の確保等を定めるものとする。

#### 1 実施責任者

罹災証明書、罹災届出証明書及び被災証明書は市長が発行する。ただし、火災による場合は消防長が発行する。

#### 2 災害の種類

罹災証明書、罹災届出証明書及び被災証明書で証明する災害の種類等は次のとおりとする。

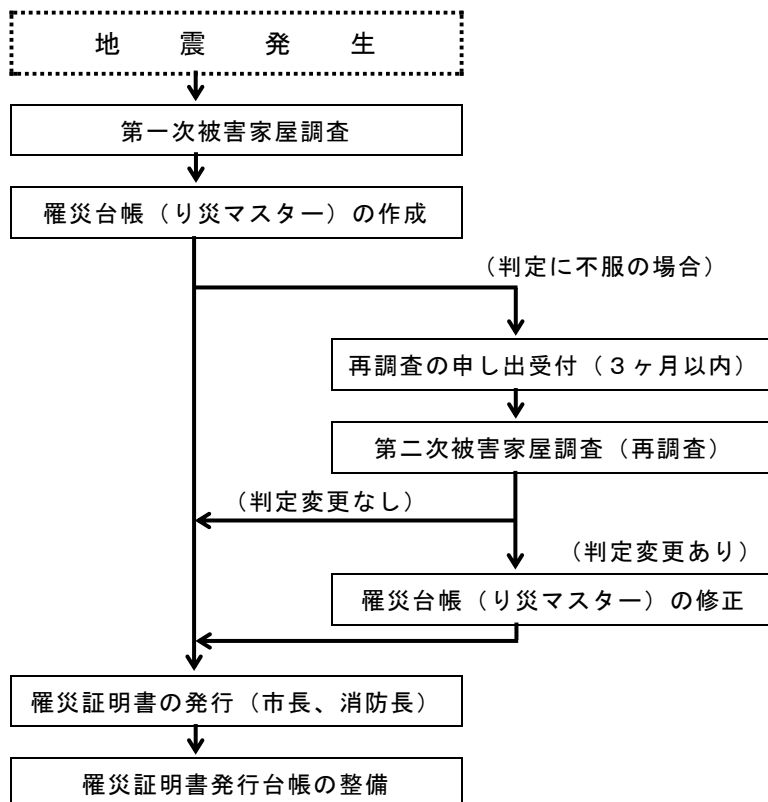
##### (1) 罹災証明書及び罹災届出証明書

災害により主に住家の被害については、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について災害対策基本法第90条の2に基づき次の項目の被害の程度を証明する。

なお、「罹災届出証明書」は、被害の届出を受理した証明として発行する。

全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水、災害による全焼、半焼、水損

#### [ 罹災証明書発行フロー ]



(2) 被災証明書  
災害により住家（罹災証明書により証明するものを除く）、

非住宅又は動産に被害が生じた場合、その事実を市長に届け出たことを証明する。（被害の届出内容を証明するものではない。）

### 3 交付の手順

#### (1) 申請

罹災証明書及び被災証明書の交付を希望する者は、所定の様式に被害状況が確認できる資料を添えて、市長へ申請するものとする。ただし、市長により被害状況の確認を受けている住家等については、当該資料を省略することができる。

#### (2) 被害調査及び被害認定基準（罹災証明書）

ア 市長は、罹災証明書に記載された災害による被害の内容について調査をする。

イ 罹災証明書の交付ための認定基準は「災害の被害認定基準について」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、次の区分で判定を行う。

(ア) 全壊

(イ) 大規模半壊

(ウ) 半壊

(エ) 半壊に至らない

ウ 市長は、申請者に対し証明に必要な資料を求めることができる。

エ 市は、判定に不服のある場合の再調査等を当初調査した課で受け付ける。また、被災者は、①罹災証明の判定結果に不服がある場合、②第1次調査が物理的にできなかった住家は、災害発生から3月以内の期間に限り再調査を申し出ることができる。

なお、再調査の申し出があった住家に対しては、調査班が迅速に再調査を実施し、調査後、判定結果を被災者へ連絡し、罹災証明書を発行する。

#### (3) 罹災証明書及び被災届出証明書の発行

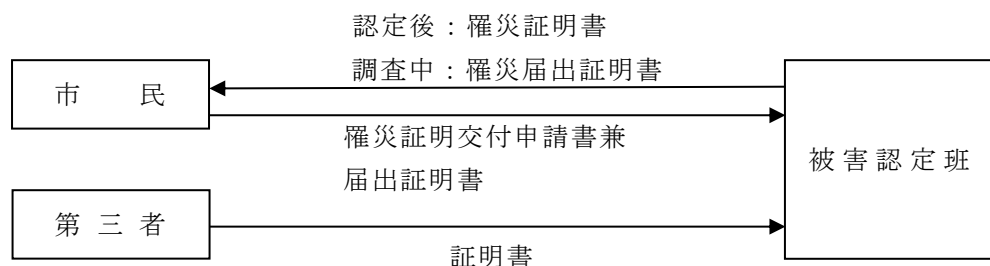
ア 「罹災証明書」は、調査結果に基づき発行する。

イ 「罹災届出証明書」は、被害の届出を受理した証明として発行する。

#### (4) 未確認・期限切れの受付

市が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として「罹災証明書」の発行は行わないが、写真や第三者（警察、自治会等）の「証明書」によって被災を証明することが可能で、かつ市長が認めた場合に限り「罹災証明書」の発行を行う。

なお、未確認・期限切れの交付について第三者の証明書が不可能な場合は、市長が行う「り災届出証明書」で対応する。

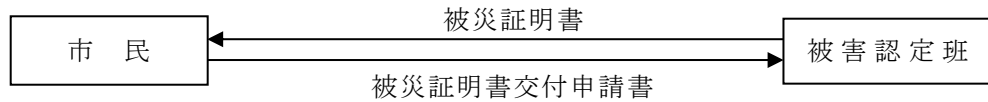


資料 16-44 罹災証明書交付申請書兼届出証明書

資料 16-46 罹災証明書

#### (5) 被災証明書の発行

被害程度の判定を必要としない住家（罹災証明書により証明するものを除く）、非住宅又は動産に被害が生じた場合、被害の届出を受理した証明として発行する。



資料 16-45 被災証明書交付申請書（被災証明書）

#### (6) 罹災証明書、罹災届出証明書及び被災証明書の発給に関する広報

秘書広報班は、市防災行政無線、広報車及びマスコミなどを通じて罹災証明書、罹災届出証明書及び被災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行うものとする。

## 第4款 住宅復旧計画

災害時における住宅の復興対策は、次のとおりとする。

### 1 災害住宅融資

#### (1) 災害復興住宅資金

県及び市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合、資金の融資が早急に行われるよう、市はり災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

#### (2) 個人住宅（特別貸付）建設資金

市は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害り災者貸付制度の内容をり災者に周知するよう要請する。

なお、市は、り災者が借入を希望する際は、「罹災証明書」を交付するものとする。

### 2 災害公営住宅の建設

県及び市は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

### 3 住宅供給

市長は、必要な場合は全壊家屋被災者を公営住宅に入居させる等の住宅確保を図る。災害公営住宅の建設や既存公営住宅の空室の活用を図る。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空室を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。



## 第5款 生業資金の貸付

### 1 市災害見舞金の支給

市は、「豊見城市小災害り災者に対する見舞措置要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた市民に対し、次の災害見舞金を支給する。

#### (1) 弔慰金の支給

対 象	災害の規模が災害救助法の適用を受けない災害により死亡した者について、その遺族に支給する。
支 給 額	死亡した場合 5万円（1人につき）

#### (2) 見舞金の支給

対 象	災害により治療期間が1ヶ月以上の負傷をした者又は住家が全壊、全焼若しくは流失、半壊、半焼若しくは床上浸水した世帯に対して支給する。	
見 舞 い	治療期間が1ヶ月以上の負傷の場合	1人につき 20,000円
	住家全壊、全焼の場合	1人世帯 : 30,000円 2人以上世帯 : 50,000円
	住家半壊、半焼の場合	1人世帯 : 15,000円 2人以上世帯 : 25,000円
	床上浸水	1人世帯 : 10,000円 2人以上世帯 : 20,000円

### 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金

#### (1) 災害弔慰金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

#### (2) 災害障害見舞金の支給

市は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害障害見舞金を支給する。

### 3 生業資金の貸付

市は、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

#### (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

市は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
貸付限度額	150万円～350万円
貸付原資負担	国（3分の2）、県（3分の1）

#### (2) 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

## (3) 母子寡婦福祉資金

市は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

## (4) 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者及び要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

**4 被災世帯に対する住宅融資**

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住宅を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

**5 その他の住宅関係の融資**

沖縄振興開発金融公庫

- (1) 個人住宅（特別貸付）
- (2) 災害復興住宅
  - ア 災害復興住宅資金
  - イ 地すべり等関連住宅資金
  - ウ 宅地防災工事資金

**6 災害義援金品の募集及び配分**

## (1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

## (2) 義援金の受入れと配分

県、市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を設置し、直接義援金を受け付ける。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

## 7 租税の徴収猶予及び減免等

### (1) 市税

#### ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出、又は市税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う（豊見城市税条例第18条の2）

#### イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）

#### ウ 減免

税目	減免の内容
個人の市民税 （個人の県民税含む）	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

### (2) 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

### (3) 負担金等の減免

被災した市民や事業者の自立復興を支援するため、災害の状況に応じ次の対策を行う。

高齢者医療対象者に係る一部負担金の免除	被災者が保険医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。
国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免	被災者が保険医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。
福祉施設の費用負担の減免	福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者に対し法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を行う。

### (4) 使用料等の減免

使用料等についても、被災した使用者の状況に応じて減免を実施する。

## 8 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県及び市と連携して次の措置を講じる。

### (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

### (2) 公共職業安定所に向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

### 第3節 農漁業及び中小企業等への支援計画

この計画は、災害を受けた農漁業者及び中小企業者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るものである。

災害時の被災農漁業者、中小企業者に対する融資対策は、以下によるものとする。

#### 1 農業者への融資対策

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることになった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他、県単独の「沖縄県農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱」を活用して利子補給を行うなど、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

#### 2 林業者への融資対策

被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

#### 3 漁業者への融資対策

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

#### 4 中小企業者への融資対策

災害時の被害中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、次により実施する。

##### (1) 緊急連絡会の開催

市は、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

##### (2) 金融相談の実施

市は、商工会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

##### (3) 中小企業災害復興対策資金の活用促進

被災した中小企業者の経営再建及び復興のため、次に掲げる低利融資の災害対策資金の活用を促進するものとする。

資金名	実施主体等	関連法令	備考
(1) 災害復旧資金	・ 沖縄振興開発金融公庫 ・ 株式会社商工組合中央金庫	「沖縄振興開発金融公庫法」	国の利子補給
(2) 災害復旧高度化資金	・ 沖縄県 ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構		
(3) セーフティネット保証	沖縄県信用保証協会（融資の保証）	「中小企業信用保険法」	
(4) 沖縄県融資制度（中小企業セーフティネット資金）	沖縄県		県から取扱金融機関に原資預託

## 第4節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

### 1 復興計画の策定

市は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

### 2 がれき処理

県、市及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理も含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

### 3 防災まちづくり

市は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

### 4 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、市は必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要となる人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

## 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 1 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

平成25年12月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）の施行を受け、内閣府の中央防災会議は、平成26年3月、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を公表した。この基本計画で「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された自治体においては、所定の事項を定めた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定することが義務付けられることとなった。

本計画は、法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編の関連する各章によるものとする。

#### 〔 県内の南海トラフ地震防災対策推進地域の指定市町村 〕

名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、東村、与那原町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村、伊平屋村、八重瀬町、多良間村

#### 2 計画の位置づけ等

- (1) 本計画では、「何としても人命を守る」との観点を基本とし、南海トラフ巨大地震（M9クラス）および同地震に伴う津波を想定する。
- (2) 計画内容は、今後の南海トラフ地震等に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の進捗等を含め、必要に応じて適宜見直しを行うこととし、実効性のある計画となるよう努める。

#### 3 業務の大綱

南海トラフ地震の防災対策において、市および関係機関等の処理すべき業務の大綱は、第1編第1章第5節「本計画における防災関係機関の処理する業務の大綱」に準ずるものとする。

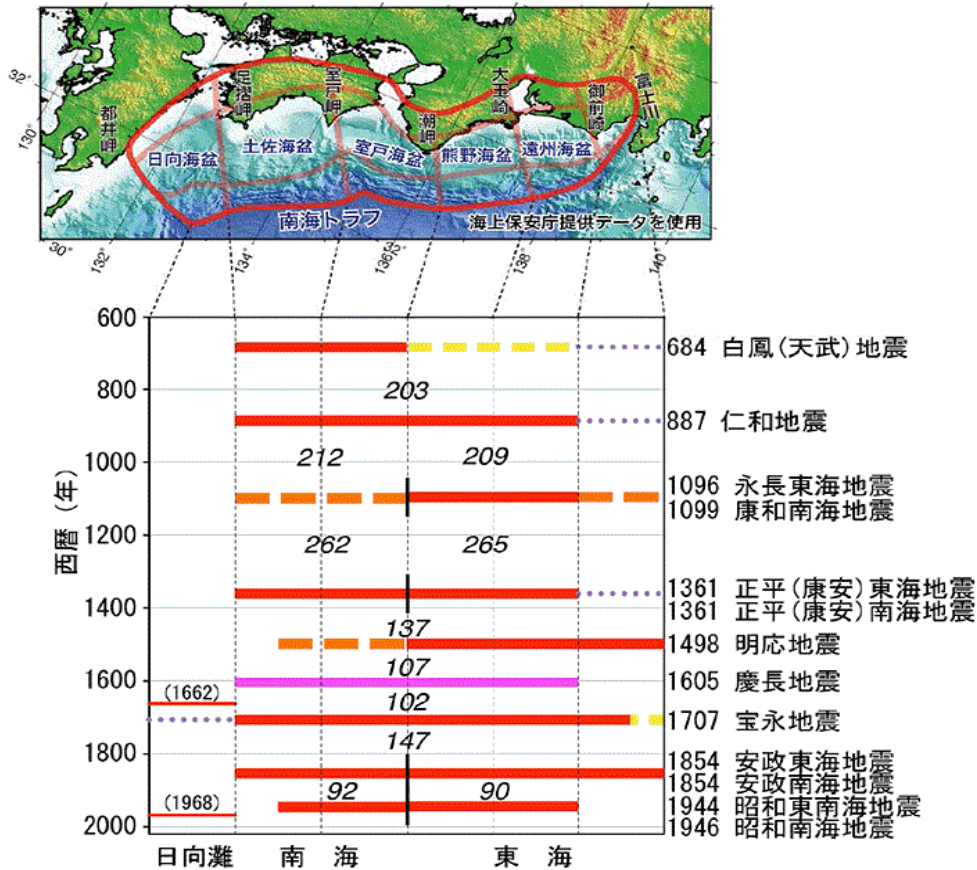
#### 4 南海トラフ巨大地震により想定される津波リスク

内閣府による南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市では最短で129分後に津波到達（津波高さは1.0m）し、また、最大津波高は4.0mが想定されている。

なお、沖縄県による津波被害想定調査（H27.3）では、津波第一波の到達まで、最短で27分であることや、津波高さが最大で7.6mと想定されており「第2編 地震・津波編」で対象とした津波の方が市にとってより厳しい条件となる。（詳細は、第2編第1章第4節「被害の想定」を参照。）

ただし、南海トラフ沿いでは、100年～150年程度の周期で大規模な地震（M8クラス）と大きな被害が発生している。南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心として、広範囲で甚大な被害が発生し、沖縄県でも津波による被害が発生するおそれがあることから、十分な留意が必要である。

過去に南海トラフで発生した地震の状況



出典:地震調査研究推進本部 HP

## 5 市災害対策本部等の設置等

### (1) 市災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、「災害警戒準備体制」「災害警戒本部」「災害対策本部」を設置するものとする。

また、災害の状況等により必要と認めるときは、災害対策本部等の事務の一部を行う組織として、「現地対策本部」を設置するものとする。

設置基準および組織・所掌事務等については、第2編 第2章 第1節「組織及び動員計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

### (2) 災害対策の職員配置計画

災害対策への体制を迅速に整えるため、本部長等は、体制基準を参考に、直ちに配備の規模を指示する。

災害対策体制基準や動員方法等については、第2編 第2章 第1節「組織及び動員計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。



## 第2節 地震発生時の応急対策等

### 1 津波警報等の伝達

市長は、気象庁の発表する津波警報・注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、市消防等に連絡するとともに、市防災行政無線や広報車を用い、沿岸部を中心とした津波による警戒が必要と想定される地域住民に対し、海岸・河岸等から退避し、安全な場所に避難するよう避難勧告・指示（緊急）するものとする。

また、警察、市消防等の協力を得て、海岸・河岸等からの退避の広報とともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

地震情報・津波警報等の伝達については、第2編 第2章 第2節「地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

### 2 災害状況等の収集・伝達

市域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県（県への報告が困難な場合は国（総務省消防庁）に報告する。また、被害が甚大で、調査が困難な場合は、関係機関に応援を求める。

迅速な情報伝達等は時に重要であることから、市防災行政無線（固定系・移動系）の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）の導入等、情報通信機器等の充実を推進する。

災害状況等の収集・伝達については、第2編 第2章 第4節「災害状況等の収集・伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

### 3 避難計画

地震時の火災や余震等による二次災害から避難するための避難情報の提供、立退きの勧告、指示（緊急）、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護等を行う。

津波避難場所及び避難所は、津波浸水想定区域外の安全な高台若しくは、高台に位置する公園等とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの高い建物等に緊急避難をするものとする。

地震時及び津波時の避難については、第2編 第2章 第8節「避難計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

### 4 観光客・避難行動要支援者の対応

津波情報や避難勧告・指示（緊急）等の避難情報を、浸水想定区域内の観光施設に電話等により伝達する。津波の到達予想時間に余裕がある場合には、海岸・漁港等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台などへの避難を呼びかける。

また、避難行動要支援者の避難誘導や避難生活について支援を行うこととし、避難誘導等においては、地域住民、自主防災組織、民生委員等の支援者の協力を得て対応する。

観光客等の対策については、第2編 第2章 第9節「観光客等対策計画」、第10節「要配慮者対策計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

## 5 医療救護

地震・津波等により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合等は、被災地近く若しくは広域避難場所内に現地救護所を設け、応急救護の体制を整える。

必要に応じて、関係機関に医療班等の派遣を要請する。

医療救護については、第2編 第2章 第14節「医療救護計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

## 6 交通輸送

災害時の被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう、交通の規制や交通施設の応急対策、緊急輸送等を行う。

交通輸送対策については、第2編 第2章 第15節「交通輸送計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

## 7 障害物の除去

災害時の震災がれき等について、日常生活に著しい障害を及ぼすものや倒壊住宅、道路関係障害物や河川・港湾関係障害物等について、除去を行う。

障害物除去対策については、第2編 第2章 第23節「障害物の除去・震災廃棄物処理計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

## 8 二次災害の防止

建築物の応急危険度判定や降雨等による水害・土砂災害の防止、高潮・波浪等の対策等、二次災害の発生防対策を行う。

二次災害の防止対策については、第2編 第2章 第25節「二次災害の防止計画」、第27節「危険物等災害応急対策計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

## 9 公共施設・ライフラインの対応

災害時の道路、港湾・漁港施設やライフライン施設等について、応急対策を進める。

公共施設やライフライン等の応急対策については、第2編 第2章 第32節「公共土木施設応急対策計画」、第33節「ライフライン等施設応急対策計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

### 1 建築物・構造物等の耐震化

地震時の被害の低減化に向け、「豊見城市耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

また、市の公共施設のうち特定建築物及びその他重要な建築物については被災後の復旧活動の拠点となる施設等で耐震診断の必要性が高い建築物から順次、耐震診断及び耐震改修を進めていくものとする。

### 2 津波避難ビルの指定等

津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地域では、公共施設のほか、民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるよう努める。

### 3 津波災害に備えた避難道路の整備

避難所又はこれに準ずる安全な場所への移動途上の安全確保を図るとともに、要配慮者にもわかりやすく、円滑に移動できるための施設を整備する。

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備及び緑化促進
- (2) 落下物・倒壊物等を防止するための安全対策
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 避難路上のバリアフリー化

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項は、第2編 第1章 第2節「地震・津波に強いまちづくり」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

### 4 その他の防災施設等の整備

市は南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。

- (1) 消防施設、消防水利
- (2) 病院、社会福祉施設
- (3) 緊急輸送道路・港湾・漁港
- (4) 非常通信施設・設備

## 第4節 津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 1 津波からの防護

#### (1) 津波防護施設

従来の津波、台風及び高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

津波防護施設については、第2編 第1章 第2節「地震・津波に強いまちづくり」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

### 2 円滑な避難の確保

#### (1) 被害状況の把握と伝達

津波に関する情報の収集・伝達対策の充実を図ることとし、警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

特に、観光客や来遊者、避難行動要支援者等への伝達に留意する。

地震情報・津波警報等の収集・伝達等は、第2編 第2章 第2節「地震情報・津波警報等の伝達計画」、第8節「避難計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

観光客等の対策については、第2編 第2章 第9節「観光客等対策計画」、第10節「要配慮者対策計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

#### (2) 津波避難計画の策定

地域住民等の円滑な避難に向けて、各種マニュアル・調査報告等を参考に、地域の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努める。

津波避難計画については、第2編 第1章 第5節「津波避難体制等の整備」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

#### (3) 自主防災組織の育成支援

円滑な避難や避難所の運営等には、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが重要であることから、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

円滑な避難に向けた体制づくりについては、第2編 第1章 第3節「地震・津波に強い人づくり」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

#### (4) 避難場所及び避難所の運営・安全確保

避難体制の整備として、避難所の開設・運営や安全確保は、市・県・社会福祉施設・学校等の施設において、それぞれ確立していく。

津波避難所は、想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定を行う。

避難所の運営・安全確保等については、第2編 第1章 第4節「地震・津波災害応急対策活動の準備」、第2編 第2章 第8節「避難計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

## (5) 普及啓発

市は、自らが調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を市民にわかりやすく公表し、津波危険に関する啓発を行う。

意識の普及啓発等については、第2編 第1章 第5節「津波避難体制等の整備」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

**3 迅速な救助**

被災者の救出は、市消防及び市消防団等を主体とした救出班を編成し、県警察と協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施する。

救出班の編成に向け、平常時から相互協力のための検討を進める。また、必要器具の借り上げ等に向けた協定の締結等について検討する。

地震情報・津波警報等の収集・伝達等については、第2編 第2章 第13節「救出計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第5節 関係者との連携協力の確保に関する事項

### 1 資機材、人員等の配備計画

災害発生後の迅速かつ適正な対応に向けて、所用の体制・必要な資機材等について、できるだけ早く確立する。

市における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら、市町村間の相互応援協力協定の締結や、民間団体等の連携体制の充実等を図る。

資機材・人員等の配備手配については、第2編 第1章 第4節「地震・津波災害応急対策活動の準備」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

**資料 15 豊見城市災害時協定一覧**

### 2 自衛隊の災害派遣

市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、自衛隊災害派遣要請依頼書（資料編）に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（県防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

自衛隊の災害派遣については、第2編 第2章 第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

**資料 16-5 自衛隊災害派遣要請依頼書**

### 3 物資の備蓄・調達

大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

市は、食料の備蓄の目安として市の人口の13.33%（※）を目標とし、備蓄倉庫等を含めた整備に努める。飲料水の備蓄については、食料の備蓄量を勘案した数量の整備に努める。

また、個人の備蓄や企業等との協定締結、広域支援体制の構築等を推進する。

物資の備蓄・調達については、第2編 第1章 第4節「地震・津波災害応急対策活動の準備」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

※「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、市が最も影響を受ける「沖縄本島南東沖地震3連動」の避難者数7,635人を基に算定。

7,635人／57,261人（調査時の国調人口）=13.33%

**資料 15 豊見城市災害時協定一覧**

## 第6節 防災訓練計画

第2編 第1章 第3節「地震・津波に強い人づくり」 第1款「防災訓練計画」に定めるところにより、防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等を目的とした防災訓練を計画的に実施する。

### 1 総合防災訓練

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携するとともに、要配慮者を含む多様な住民等の協力・参加を得て、南海トラフ地震を想定した防災訓練を定期的に適当な時期に実施する。訓練の方法等は、第2編 第1章 第3節「地震・津波に強い人づくり」の第1款「防災訓練計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

### 2 個別目標別の防災訓練

市は、必要に応じて、次のような個別の目標を設けた防災訓練を実施する。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等に訓練
- (3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (4) 物資集配拠点における集配訓練
- (5) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (6) 避難行動要支援者等の避難支援、外国人等の避難誘導訓練

### 3 防災訓練の評価等

訓練終了後に訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理するとともに、必要に応じて体制等の改善を行い、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映させる。

また、防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

### 1 市職員等に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、部、課及び機関ごとに行うものとし、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育を推進するものとする。

その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

### 2 市民等に対する教育・広報

市は、関係機関と協力して、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水警戒区域、避難所、主要避難道路等を示す防災マップを適宜更新・整備し、周知を図るとともに、市民等に対する教育を実施する。

教育に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、よりわかりやすい教育・広報に努め、地域の自助努力を促すことで地域防災力の向上を図ることに留意する。

特に、観光客や外国人等の現地の地理に不案内な来訪者を念頭に、看板等への絵文字表記（ピクトグラム）の活用や、ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記、多言語での防災パンフレットの作成・配布などの防災知識の普及を図るものとする。

その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- (7) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (8) 緊急地震速報受信時の対応行動
- (9) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備等、家庭での予防・安全対策



## (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

教育及び広報については、第2編 第1章 第3節 第2款「地震・津波知識の普及・啓発に関する計画」及び第4節 第2款2「物資及び資機材の確保体制の充実」及び第4節第6款「観光客・旅行者・外国人等の安全確保」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

**3 相談窓口の設置**

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

相談窓口の設置については、第2編 第3章 第2節 第1款「災害相談」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。